第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

第1節 自然的状況

1. 大気環境の状況

1.1. 気象

本市内の気象観測所としては、今治地域気象観測所、大三島地域気象観測所及び玉川地域気象観測所がある。観測所の位置は図 3.1.1-1 に、観測所の観測値 (2012 年~2021 年) は表 3.1.1-1 、図 3.1.1-2 に示すとおりである。

本市の2012年~2021年の年平均値の平均は、平均気温で16.0℃、日照時間で約2,037時間、 年降水量で約1,456mmとなり、温暖少雨で晴天に恵まれた瀬戸内式気候の特徴を有している。 また、平均風速は2.1m/sで西北西の風が多く観測されている。気温と日照時間は地域により差 はみられないが、降水量については、山間部の玉川と島嶼部の大三島では、年間約270mmの差 がある。

また、今治地域気象観測所の 2012 年~2021 年における風配図は図 3.1.1-3 に示すとおりである。西北西 (WNW) の風が約 38%を占めて最も多く、次いで西南西 (WSW) の風が約 19%を占めている。

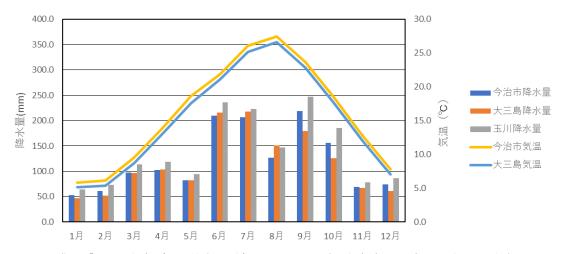
表 3.1.1-1 今治市における気象観測値(2012年~2021年)

地长气色知测定	平均気温	日照時間	年降水量	平均風速
地域気象観測所	(℃)	(時間)	(mm)	(m/s)
今治	16. 0	2, 037	1, 456	2. 1
大三島	15. 2	2, 029	1, 397	2. 0
玉川	_	_	1, 666	_

注)玉川地域気象観測所は降水量のみの観測である。

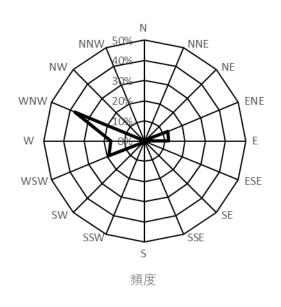
出典:「過去の気象データ検索」(令和4年6月閲覧、気象庁ウェブサイト)





出典:「過去の気象データ検索」(令和4年6月閲覧、気象庁ウェブサイト)より作成

図 3.1.1-2 今治市の平均気温と降水量(2012年~2021年)



出典:「過去の気象データ検索」(令和4年6月閲覧、気象庁ウェブサイト)より作成

図 3.1.1-3 今治地域気象観測所の最多風向(2012年~2021年)

1.2. 大気質

(1) 現況

本市内の大気測定局としては、今治測定局、今治旭測定局がある。測定局の測定項目は表3.1.1-2 に、位置は図3.1.1-4 に示すとおりである。今治測定局において大気中の二酸化硫黄(SO₂)が、今治旭測定局において微小粒子状物質(PM2.5)が常時測定されている。また、今治療護園において、大気中のダイオキシン類の定期測定が行われている。

各測定地点の大気質の経年変化は表 3.1.1-3、図 3.1.1-5 に示すとおりである。なお、評価書時に併記された西条市の東予測定局(二酸化硫黄(SO_2)以外の物質も測定している測定局の中で、本市に近い測定局)と松山市の塩土小学校(二酸化硫黄(SO_2)以外の物質も測定していて、かつ二酸化硫黄(SO_2)の測定値が今治測定局の値と近似している測定局)についても合わせて評価した。

測定結果をみると、二酸化硫黄 (SO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化窒素 (NO₂)、ダイオキシン類は、いずれも環境基準を達成している。

東予(西条市)、垣生小学校(松山市)の光化学オキシダントは環境基準を達成していない。 微小粒子状物質(PM2.5)については、過去5年間を見ると横ばいから減少傾向にあり、令 和元年度からは環境基準を達成している。

表 3.1.1-2 大気測定局の状況

		20.1.1	~ (\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1-3-2 1/1	,,,			
市町村	測定局	住所	用途		Ù	則定項目		
	例足用	工力	地域	NO_2	SPM	OX	SO_2	PM2.5
今治市	今治	中日吉町 2-6-55	住				0	
	今治旭	旭町 1-4-9	商					0
松山市	垣生小学校	西垣生町 747	準工	0	0	0	\circ	0
西条市	東予	壬生川 116-2	住	0	0	0		0

出典:「令和2年版 日本の大気汚染状況」(令和4年4月 (一財)経済産業調査会)



ア. 二酸化硫黄 (SO2)

表 3.1.1-3(1) 大気質結果 (二酸化硫黄 (SO₂))

(ppm)

大気質項目	測定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
	今治	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	1時間値の1
年平均値	東予	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	日平均値が
	垣生小学校	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.04ppm 以下 であり、かつ
n This	今治	0.009	0.009	0.009	0.009	0.006	1 時間値が
日平均値の 2%除外値	東予	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.1ppm以下
2 /0例7 門匝	垣生小学校	0.010	0.011	0.010	0.008		であること

日平均値の2%除外値

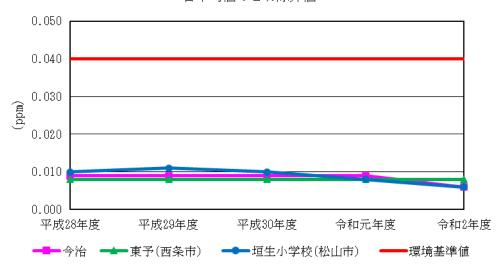


図 3.1.1-5 (1) 大気質の経年変化(二酸化硫黄(SO₂))

イ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

表 3.1.1-3(2) 大気質結果(浮遊粒子状物質(SPM))

 (mg/m^3)

							(0/ /
大気質項目	測定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
	今治	_	_	_	_	_	1時間値の1日
年平均值	東予	0.021	0.022	0.020	0.018	0.015	平均値が
	垣生小学校	0.018	0.017	0.016	0.014	0.014	0.10mg/m³以下 であり、かつ、
	今治	_		_	_		1 時間値が
日平均値の 2%除外値	東予	0.052	0.057	0.056	0.045	0.046	0.20mg/m ³ 以下
2 /0 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1	垣生小学校	0.041	0.040	0.041	0.032	0. 039	であること

日平均値の2%除外値

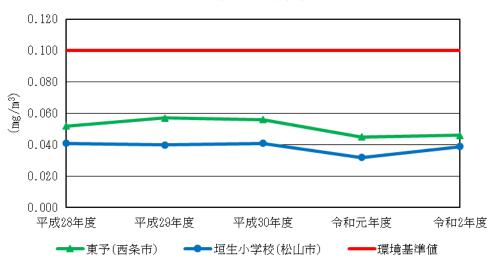


図 3.1.1-5(2) 大気質の経年変化(浮遊粒子状物質(SPM))

ウ. 二酸化窒素 (NO₂)

表 3.1.1-3 (3) 大気質結果 (二酸化窒素 (NO₂))

(ppm)

大気質項目	測定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
	今治	_	_	_			1時間値の1日
年平均値	東予	0.006	0.008	0.007	0.007	0.006	平均値が
	垣生小学校	0.010	0.011	0.011	0.010	0.009	0.04ppm から
日平均値	今治	_	_	_	_	_	0.06ppm のゾー
の 98%値	東予	0.014	0.017	0.015	0.018	0.014	ン内又はそれ以
V2 90 70 旭	垣生小学校	0.021	0.022	0.025	0.021	0.020	下であること

日平均値の98%値

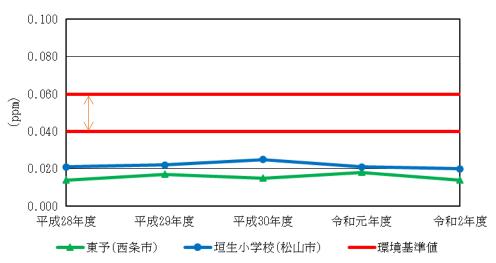


図 3.1.1-5 (3) 大気質の経年変化(二酸化窒素(NO₂))

エ. 光化学オキシダント (OX)

表 3.1.1-3 (4) 大気質結果 (光化学オキシダント (OX))

(ppm)

大気質項目	測定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
昼間の1時間	今治	_	_	_	_	_	
重しの工時間は個の年平均値	東予	0.036	0.037	0.036	0.035	0.036	1 四土田 (古ぶ)
個の中半均恒	垣生小学校	0.030	0.033	0.030	0.030	0.031	1 時間値が
昼間の1時間	今治	_	_	_	_	_	0.06ppm 以下 であること
昼間の1時間 値の最高値	東予	0.112	0.115	0.097	0. 121	0.110	(8)3-2
他の取同他	垣生小学校	0.094	0.100	0.085	0.118	0.085	

出典:「平成29年~令和3年版愛媛県環境白書」(平成29~令和3年 愛媛県)

昼間の1時間値の最高値

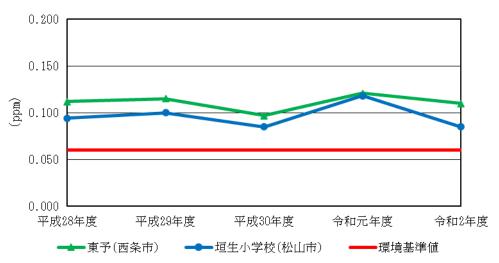


図 3.1.1-5(4) 大気質の経年変化(光化学オキシダント(0X))

才. 微小粒子状物質 (PM2.5)

表 3.1.1-3(5) 大気質結果(微小粒子状物質(PM2.5))

 $(\mu \text{ g/m}^3)$

大気質項目	測定局	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
	今治旭	14.7	14.7	14.9	14. 1	12.5	1 左亚特债以15
年平均値	東予	16.7	15.0	14.5	13. 1	11.3	1 年平均値が 15
	垣生小学校	15.4	14. 3	13.6	11.8	11.3	μg/m³以下であ り、かつ、1 目平
口工护体	今治旭	31.0	31.7	32.3	32.7	32.2	り、パラ、1 日平 均値が 35 μ g/m ³
日平均値 の 98%値	東予	36. 5	34.0	37.0	30. 1	30. 2	以下であること
0万9070但	垣生小学校	32.9	30.8	29.8	26.0	29.0	めしくめること



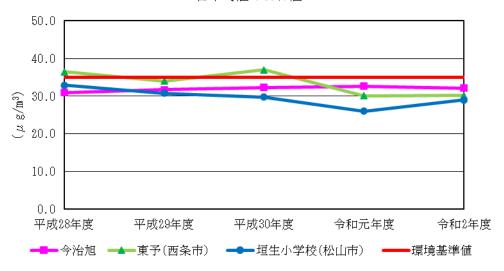


図 3.1.1-5 (5) 大気質の経年変化(微小粒子状物質 (PM2.5))

カ. ダイオキシン類

大気中のダイオキシン類は、表 3.1.1-4 及び図 3.1.1-4 (3-5 ページ参照) に示す今治療護園において夏季と冬季の年 2 回測定されている。

また、過去5年間において、夏季調査、冬季調査の平均値は、環境基準を達成している。

表 3.1.1-4 大気質結果 (ダイオキシン類)

 $(pg-TEQ/m^3)$

							(I-0 4/ /
項目	測定局	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	環境基準
大気	今治療護園	0.0059	0.0084	0.010	0.0058	0.0064	0.6以下

出典:「平成29年~令和3年度ダイオキシン類環境調査結果について」(平成30~令和4年 愛媛県)

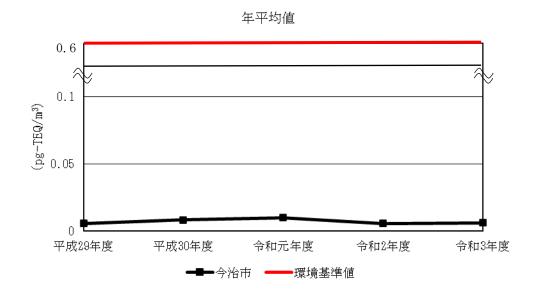


図 3.1.1-5(6) 大気質の経年変化(ダイオキシン類)

(2) ばい煙発生施設に係る届出状況

本市における大気汚染防止法及び愛媛県公害防止条例に基づくばい煙発生施設に係る届出 状況は表 3.1.1-5 に示すとおりである。

表 3.1.1-5 ばい煙発生施設に係る届出状況

(令和2年度末現在)

区分											大気	污染[方止法	;									
)	施設数	女									_			
項番号		1	2	3	5	6	7	8	8の2	9	10	1	1	13	14	2	9	3	0				
及び施設名	χ 	ドイラー	ガス発生炉	焙焼炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	触媒再生塔	燃焼炉	窯業焼成炉	直下炉・反応炉	骨材乾燥炉	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	乾燥炉・	l L	ガスターごン	ラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ſ ₹	<i>)</i>	小 計	三: 当7] 尸,米岁	事
今治市	156	2				2	16	1	1		2	4	5	5	3	3	3	64	50	262	55	102	43
区分				愛媛り	具条例	ij				É	計		備	考:大	気汚	染防	i止法	のボ	イラ	— , ;	ガス?	ターし	ごン、
			施詞	没数			小 計	事業	苏言	也	H	事		3	ディー	ーゼノ	レ機関	関、小	計及	び事	業所	数並	びに
	1	2	3及び4	5及	:び6	7	р	事業所数	光	× ×	三学是凡来	近		1	合計の	つ施詞	2数》	及び事	事業原	所数の	の点糸	泉右側	訓は、
項番号	ボノ	バ	ア	スニ	V	石油		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						F	内数で	ご、電	気事	業法	の電	〔気エ	作物	及び	ガス
及び施設名	イラー	ルブ漂白蒸解施設	ルミ溶解炉等	テープルファイバー	-ヨン紡糸施設等	油脱硫施設								j	事業治	去の フ	ガス <u>-</u>	工作物	勿に厚	目する	5数7	である	Ö.
今治市	8					4	12	5	274	55	107	43											

出典:「令和3年版愛媛県環境白書」(令和3年12月 愛媛県)

(3) 公害苦情件数

本市における過去5年間の大気汚染に関する公害苦情件数は表3.1.1-6に示すとおりである。令和2年度における大気汚染に関する公害苦情は0件であった。

表 3.1.1-6 公害苦情件数 (大気汚染)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
大気汚染	1	1	0	1	0
総件数	25	29	28	26	26

1.3. 騒音

(1) 現況

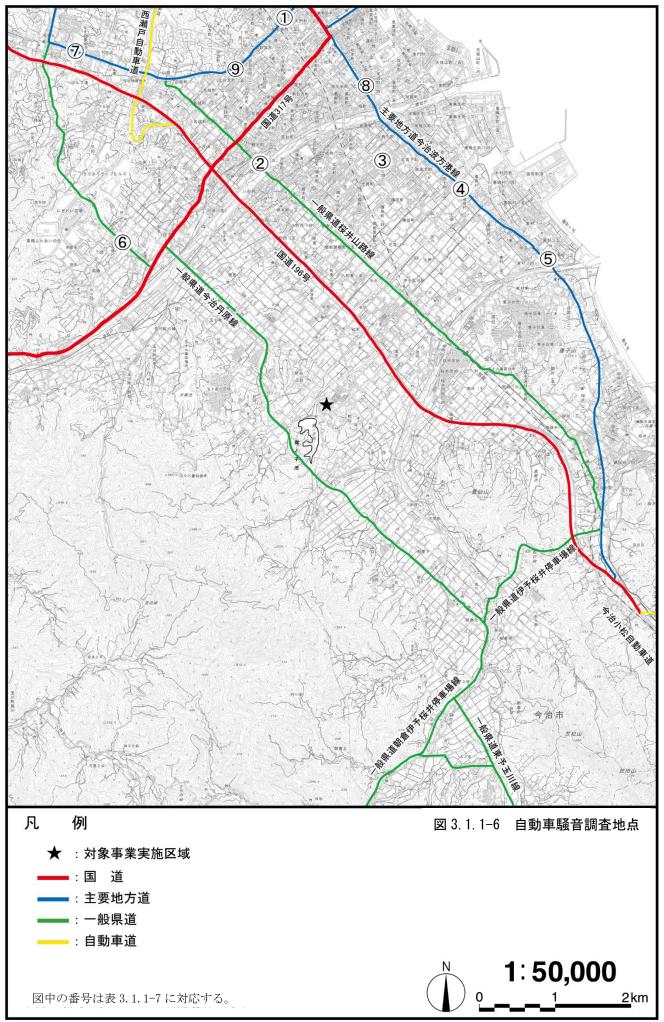
本市では、毎年、道路に面した地域における自動車交通騒音調査及び面的評価を実施している。平成28年度~令和2年度の測定及び評価結果は表3.1.1-7に、測定地点は図3.1.1-6に示すとおりである。

道路に面した地域における環境基準の達成状況は、「面的評価」により評価される。「面的評価」とは、高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音レベルを、幹線道路から 50m の範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価する方法である。ここでの環境基準は、幹線道路から 50m の範囲のうち、近接空間 (2 車線以下は道路端より 15m、2 車線超えでは 20m)では、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例の基準(昼間 70dB 以下、夜間 65dB以下)、非近接空間 (50m の評価範囲のうち、近接空間以外の場所)では、道路に面した環境基準類型の基準である。

環境基準達成戸数の達成率をみると、過去5年間の達成率は97%~100%となっている。

表 3.1.1-7 今治市内の自動車交通騒音測定結果

	及 5. 1. 1 / 7/2 回りの日到平久 過磁日 別た 和木												
番号	対象道路	測定場所	測定年月	車線	環境基準	時間区分	透過騒音 レベル(dB)	住居棟戸数	環境基準達成				
				数	類型		√√/√ (dB)		戸数(達成率)				
1	今治波方港線	南大門町	平成 28 年度	2	С	昼間	63	106	106戸 (100%)				
1	7 1日1久万1色水	H V 1 1 m 1	(平成29年2月)	2	C	夜間	56	100	106戸 (100%)				
2	497 ++ 1 1 1 1 1 2 4 4 fi	tt.	平成 28 年度	2	В	昼間	64	600	608戸 (100%)				
2	桜井山路線	片山	(平成 29 年 2 月)	Δ	D	夜間	56	608	608戸 (100%)				
0	英載はフム炉	北白华町	平成 28 年度	4	Δ.	昼間	64	100	106戸 (100%)				
3	蔵敷唐子台線	北鳥生町	(平成 29 年 2 月)	4	Α	夜間	56	106	106戸 (100%)				
4	ヘッケッサーンサック	支田 杜	平成 29 年度	0	0	昼間	69	204	323 戸 (100%)				
4	今治波方港線	喜田村	(平成 30 年 1 月)	2	С	夜間	63	324	323 戸 (100%)				
5	今治波方港線	東村	平成 30 年度		В	昼間	65	F97	527戸 (100%)				
Э	行假刀俗脉	宋刊 	(平成31年1月)	2	D	夜間	60	527	527戸 (100%)				
6	今治丹原線	高橋	平成 30 年度	2		昼間	65	101	101戸 (100%)				
0	(字百万原脉 	向循	(平成31年1月)	Δ	_	夜間	55	101	101戸 (100%)				
7	今治波方港線	(ਜ + .	令和元年度	2	C	昼間	69	COE	588戸(97%)				
'	行假刀俗脉	阿方	(令和2年1月)	Δ	С	夜間	63	605	602 戸 (100%)				
0	人沙小十洲伯	40 m-r	令和2年度	4	C	昼間	67	900	200戸 (100%)				
8	今治波方港線	線地町	(令和3年1月)	4	С	夜間	60	200	200戸 (100%)				
9	宁 臣 臣 正 绰	小口士町	令和2年度	4	С	昼間	68	417	417戸 (100%)				
9	宮脇片山線 北日吉町		(令和3年1月)	4		夜間	61	417	417戸 (100%)				



(2) 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

本市における騒音規制法に基づく特定施設及び愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設に係る届出状況は表 3.1.1-8 に示すとおりである。

特定施設数は 5,545 施設、届出工場・事業場数は 410 事業所である。また、騒音発生施設数は 4,969 施設、届出工場・事業場数は 323 事業場である。

表 3.1.1-8 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

(令和3年3月31日現在)

(中作)	<u> 中 3 月 3</u>	1 日現仕)										
		•	•			騒音	規制法	•	•	•			
						特定施	没数						事届
施設区分	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破砕機等	織機	製造機械建設用資材	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	射出生成器	鋳型造型機	計	事業場数・
今治市	128	909	6	4, 192	3	22	226	0	48	6	5	5, 545	410
			愛媛県	具公害防」	上条例								
			騒音発生	上施設数			事届						
施設区分	冷凍機	製造機械セメント製品	ねん 糸 機	ミシン工業用動力	木材加工機械	計	事業場数・						
今治市	549	2	4, 192	0	226	4, 969	323						

出典:「令和3年版愛媛県環境白書」(令和3年12月 愛媛県)

(3) 公害苦情件数

本市における過去5年間の騒音に関する公害苦情件数は表3.1.1-9に示すとおりである。 令和2年度における騒音に関する件数は公害苦情総件数の約23%を占めている。

表 3.1.1-9 公害苦情件数 (騒音)

			— III I I I I I I I I I I I I I I I I I		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
騒 音	8	5	6	5	6
総件数	25	29	28	26	26

1.4. 振動

(1) 特定施設に係る届出状況

本市における振動規制法に基づく特定施設に係る届出状況は表 3.1.1-10 に示すとおりである。

特定施設数は4,675施設、届出工場・事業場数は285事業場である。

表 3.1.1-10 振動規制法に基づく特定施設に係る届出状況

(令和3年3月31日現在)

(14 17	0 1 0 71 0	× 1. / 11.										
						特定施	設数					
施設区分		圧縮機	破砕機等	織機	ブロックマシン等	木材加工機械	印刷機械	樹脂練用ロール機ゴム練用又は合成	射出成形機合成樹使用	鋳型造型機	計	事業場数·
今治市	† 105	318	5	4, 192	4	7	33	0	6	5	4,675	285

出典:「令和3年版愛媛県環境白書」(令和3年12月 愛媛県)

(2) 公害苦情件数

本市における過去 5 年間の振動に関する公害苦情件数は表 3.1.1–11 に示すとおりである。令和 2 年度における振動に関する公害苦情は 0 件であった。

表 3.1.1-11 公害苦情件数 (振動)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
振 動	0	0	1	0	0
総件数	25	29	28	26	26

1.5. 悪臭

(1) 公害苦情件数

本市における過去5年間の悪臭に関する公害苦情件数は表3.1.1-12に示すとおりである。 令和2年度における悪臭に関する件数は公害苦情総件数の約62%を占めている。

表 3.1.1-12 公害苦情件数 (悪臭)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
悪臭	10	17	15	16	16
総件数	25	29	28	26	26

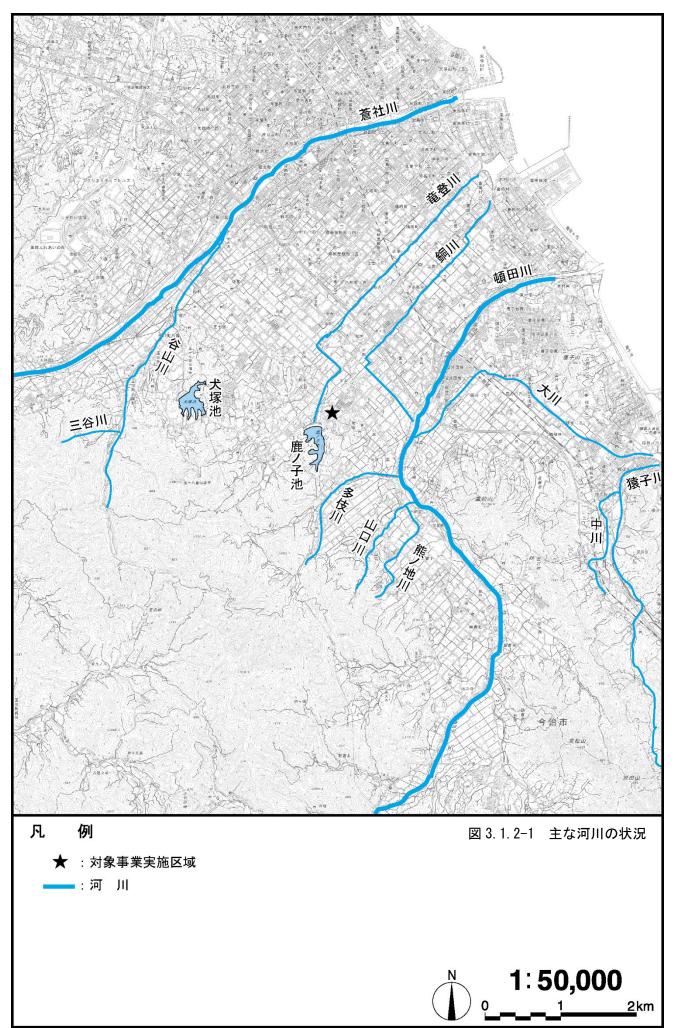
2. 水環境の状況

2.1. 水象

対象事業実施区域周辺の河川は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

本市に一級河川はなく、対象事業実施区域周辺には二級河川の蒼社川、竜登川、銅川、頓田川等の河川が流れている。

蒼社川の上流には玉川ダムがある(図 3.1.2-1 範囲外)。また、瀬戸内海気候により降水量が少ないため、対象事業実施区域周辺には鹿ノ子池、犬塚池等のため池がある。



2.2. 水 質

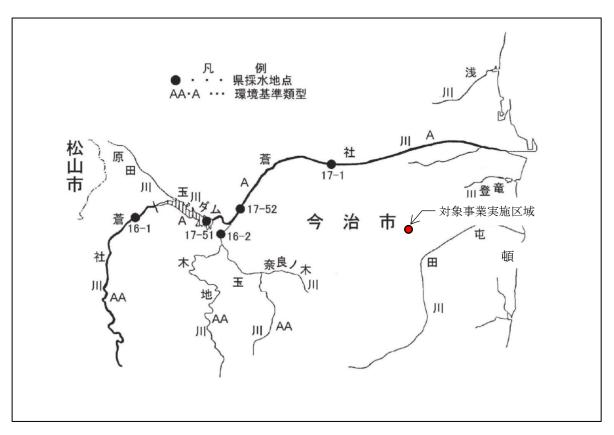
(1) 河川

対象事業実施区域周辺では、蒼社川水域において、図 3.1.2-2 に示した地点で河川の水質調査が実施されている。蒼社川水域の水質に関する環境基準の生活環境項目類型は、中村橋 (16-1)と玉川橋下流(16-2)がAA類型、かんべ橋(17-1)がA類型に指定されている。玉川ダム堰堤(17-51)は類型指定されていない。

蒼社川水域の水質経年変化は表 3.1.2-1、図 3.1.2-3 に示すとおりである。

いずれの地点も、水素イオン濃度 (pH) の環境基準 (AA 類型、A 類型ともに 6.5~8.5)、溶存酸素濃度 (DO) の環境基準 (AA 類型、A 類型ともに 7.5mg/L 以上)、生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準 (AA 類型:1mg/L 以下、A 類型:2mg/L 以下)、浮遊物質量 (SS) の環境基準 (AA 類型、A 類型ともに 25mg/L 以下) を達成している。しかし、大腸菌群数は環境基準 (AA 類型:50MPN/100mL 以下、A 類型:1000MPN/100mL 以下)を達成していない。

また、令和 3 年度に蒼社川水域では水質のダイオキシン類が測定されており、期間平均は $0.080 \, \text{pg-TEQ/L}$ となり、環境基準 $0.1 \, \text{pg-TEQ/L}$ を達成していた。



出典:「愛媛県環境白書(令和3年版)」(令和3年、愛媛県)

図 3.1.2-2 蒼社川水域の水質(河川)調査地点図

表 3.1.2-1 蒼社川水域の水質結果

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
	蒼社川 (甲)	中村橋(16-1)	7.6~7.9	7.6~7.9	7.7~9.4	7.5~7.8	7.4~7.8	
pH の 年間範囲	蒼社川 (甲)	玉川橋下流(16-2)	7.7~8.0	7.6~8.0	7.6~7.9	7.5~7.9	7.5~7.9	AA 類型、A 類型ともに
(一)	蒼社川 (乙)	かんべ橋(17-1)	7.1~7.9	7.2~8.0	7.6~8.1	7.7~8.7	7.5~8.6	
	蒼社川 (乙)	玉川ダム堰堤(17-51)	7.2~9.4	7.0~8.9	7.4~9.0	7.0~8.6	7.5~9.2	

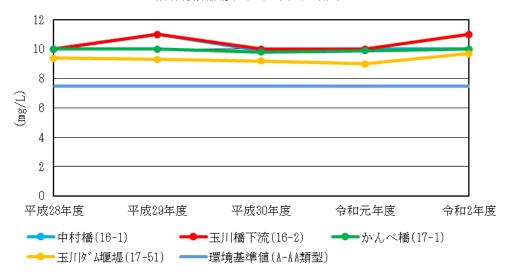
水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
	蒼社川 (甲)	中村橋(16-1)	10	11	9. 9	10	10	
DO の 平均値	蒼社川 (甲)	玉川橋下流(16-2)	10	11	10	10	11	AA 類型、A 類型ともに
中均恒 (mg/L)	蒼社川 (乙)	かんべ橋(17-1)	10	10	9.8	9.9	10	7.5mg/L 以上
	蒼社川 (乙)	玉川ダム堰堤(17-51)	9. 4	9. 3	9. 2	9	9. 7	

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
	蒼社川 (甲)	中村橋(16-1)	<0.5	0.7	1	<0.5	<0.5	
BOD の 75%値	蒼社川 (甲)	玉川橋下流(16-2)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	AA 類型: 1mg/L 以下
(mg/L)	蒼社川 (乙)	かんべ橋(17-1)	0.8	0.7	0.5	0.8	I 0.5	A 類型: 2mg/L 以下
	蒼社川 (乙)	玉川ダム堰堤(17-51)	1	0.7	0.7	0.8	0.8	

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
	蒼社川 (甲)	中村橋(16-1)	1	3	7	1	3	
SS の 平均値	蒼社川 (甲)	玉川橋下流(16-2)	1	3	1	2	2	AA 類型、A 類型ともに
中均恒 (mg/L)	蒼社川 (乙)	かんべ橋(17-1)	2	6	5	3	1	25mg/L 以 下
	蒼社川 (乙)	玉川ダム堰堤(17-51)	1	2	2	2	1	

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
	蒼社川 (甲)	中村橋(16-1)	5, 200	4, 900	5, 300	1,700	2, 100	AA 類
大腸菌 群数の	蒼社川 (甲)	玉川橋下流(16-2)	2, 400	4, 300	5, 800	2, 900	2, 100	型:50MPN/100mL 以下
平均値 (MPN/100mL)	蒼社川 (乙)	かんべ橋(17-1)	17,000	15, 000	12, 000	9,800	5, 300	A 類型: 1,000MPN/100mL
	蒼社川 (乙)	玉川ダム堰堤(17-51)	2, 900	1, 300	7, 300	2,600	1,500	以下

溶存酸素濃度(DO)(年平均值)



生物化学的酸素要求量(BOD)(75%值)

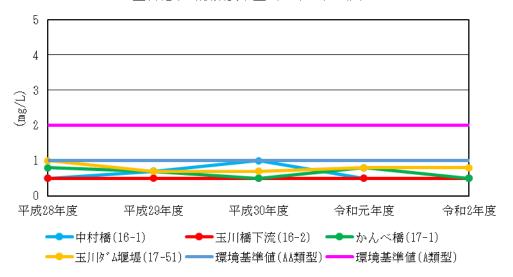
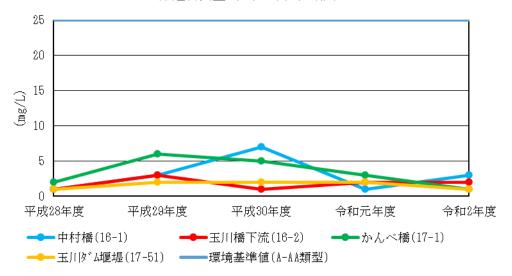


図 3.1.2-3(1) 蒼社川水域の水質経年変化

浮遊物質量(SS)(年平均值)



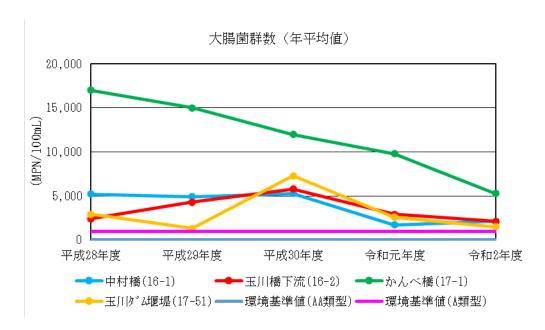


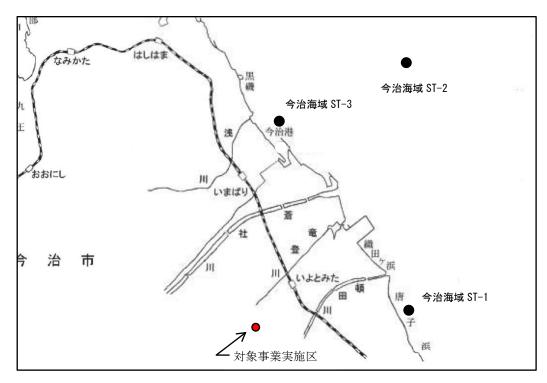
図 3.1.2-3(2) 蒼社川水域の水質経年変化

(2) 海域

対象事業実施区域周辺海域では、図 3.1.2-4 に示した今治海域 ST-1~今治海域 ST-3 地点で海域の水質調査が実施されている。いずれの地点も海域の水質に関する環境基準の生活環境項目類型はA類型、全窒素と全燐はII類型に指定されている。

今治海域 ST-1~今治海域 ST-3 地点の水質経年変化は表 3.1.2-2、図 3.1.2-5 に示すとおりである。

いずれの地点も、溶存酸素濃度 (DO) の環境基準 (7.5mg/L以上)、化学的酸素要求量 (COD) の環境基準(2mg/L以下)、大腸菌群数の環境基準(1000MPN/100mL以下)、全窒素 (T-N) の環境基準(0.3mg/L以下)、全燐 (T-P) の環境基準(0.03mg/L以下)を達成している。しかし、平成 29 年度の水素イオン濃度 (pH) は環境基準(7.8~8.3)を達成していなかった。



出典:「愛媛県環境白書(令和3年版)」(令和3年、愛媛県)

図3.1.2-4 今治市の水質(海域)調査地点図

表 3.1.2-2 海域の水質結果

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
pH Ø	燧灘北西部	今治海域 ST-1	8.1~8.2	8.0~8.4	8.0~8.2	8.0~8.1	8.0~8.1	v 7622 Hill
年間範囲	燧灘北西部	今治海域 ST-2	8.1~8.2	8.0~8.2	8.0~8.2	8.0~8.1	8.0~8.1	A 類型 7.8~8.3
(-)	燧灘北西部	今治海域 ST-3	8.1~8.2	8.0~8.3	8.0~8.2	8.0~8.1	8.0~8.1	1.0 -0.3

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
DO Ø	燧灘北西部	今治海域 ST-1	8.4	8.8	8.4	8. 1	8.3	A 類型
平均值	燧灘北西部	今治海域 ST-2	8.3	8.6	8.3	8.0	8.4	7.5mg/L
(mg/L)	燧灘北西部	今治海域 ST-3	8.3	8.6	8.1	8.0	8.3	以上

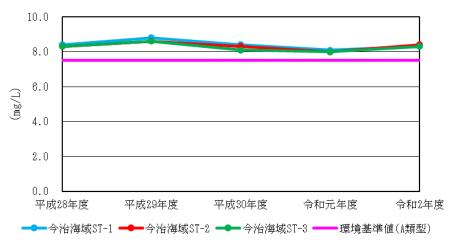
水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
COD Ø	燧灘北西部	今治海域 ST-1	1.6	1.8	1.6	1.6	1.7	A 類型
75%値	燧灘北西部	今治海域 ST-2	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	2mg/L
(mg/L)	燧灘北西部	今治海域 ST-3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	以下

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
大腸菌群数	燧灘北西部	今治海域 ST-1	_	-	_	_	_	A 類型
の平均値	燧灘北西部	今治海域 ST-2	4.6	6. 1	56	6. 2	1.9	1000MPN/
(MPN/100mL)	燧灘北西部	今治海域 ST-3	130	16	890	16	4. 9	100mL 以下

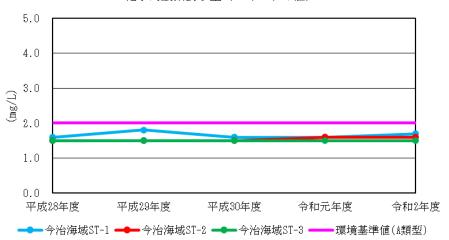
水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
T-N Ø	燧灘北西部	今治海域 ST-1	0.14	0. 15	0.17	0.14	0.13	Ⅱ類型
平均值	燧灘北西部	今治海域 ST-2	0.14	0.14	0. 15	0. 13	0.13	0.3mg/L
(mg/L)	燧灘北西部	今治海域 ST-3	0. 14	0. 13	0. 17	0. 13	0. 12	以下

水質項目	水域名	地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
T-P Ø	燧灘北西部	今治海域 ST-1	0.021	0.020	0.019	0.021	0.024	Ⅱ類型
平均值	燧灘北西部	今治海域 ST-2	0.020	0.019	0.018	0.020	0.021	$0.03 \mathrm{mg/L}$
(mg/L)	燧灘北西部	今治海域 ST-3	0.020	0.018	0.022	0.021	0.021	以下

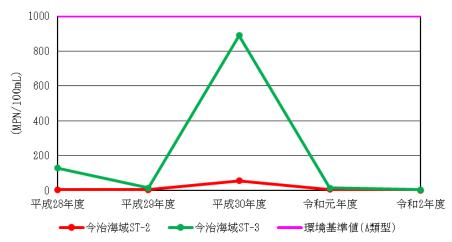
溶存酸素濃度(DO)(年平均值)



化学的酸素要求量(COD)(75%值)

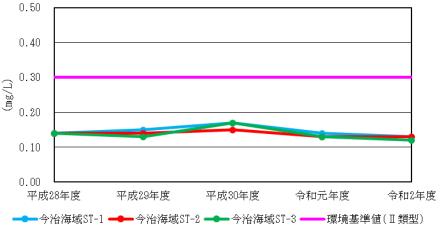


大腸菌群数 (年平均值)



出典:「平成 29 年~令和 3 年版愛媛県環境白書」(平成 29~令和 3 年 愛媛県) 図 3.1.2-5(1) 海域 (今治海域 ST-1~今治海域 ST-3) の水質経年変化





全隣 (T-P) (年平均値)

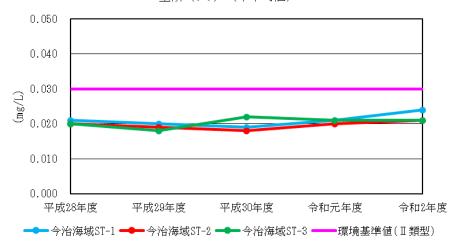


図 3.1.2-5(2) 海域(今治海域 ST-1~今治海域 ST-3)の水質経年変化

(3) 地下水

愛媛県における令和 2 年度地下水の水質調査のうち本市内の調査は以下のとおりであり、 汚染井戸周辺地区調査はなかった。

また、環境基準超過地点はいずれも対象事業実施区域外であった(出典:「令和2年度の地下水の水質測定結果について」(令和3年11月12日 愛媛県環境政策課))。

表 3.1.2-3 地下水の水質測定結果

ア. 継続監視調査

調査地域	調査 項目	調査 地点	環境基準 超過地点	環境基準超過項目 [想定値(mg/L)]
	数	数	数	
今治市	3	19	4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素[11~22]

イ. 概況調査

調査地域	調査	調査	環境基準	環境基準超過項目
	項目	地点	超過地点	[想定値(mg/L)]
	数	数	数	
今治市	7	1	0	_

出典:「令和3年版愛媛県環境白書」(令和3年12月 愛媛県)

(4) 特定事業場数

本市における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び愛媛県公害防止条例に基づく特定事業場数は表 3.1.2-4 に示すとおりである。

表 3.1.2-4 特定事業場数

(令和3年3月末現在)

法令	水質汚濁防止法			環境保全 昔置法	愛媛県公害	合 計
区分	排水量	排水量	排水量	排水量	防止条例	一首
	(50m³/日以上)	(50m³/日以上)	(50m³/日以上)	(50m³/目以上)		
今治市	33	324	19	0	10	386

注) 排水量は、平均水量である。

水質汚濁防止法第5条第3項に係る特定事業場は除く。

出典:「令和3年版愛媛県環境白書」(令和3年12月 愛媛県)

(5) 公害苦情件数

本市における過去5年間の水質汚濁に関する公害苦情件数は表3.1.2-5に示すとおりである。令和2年度における水質汚濁に関する件数は公害苦情総件数の12%を占めている。

表 3.1.2-5 公害苦情件数 (水質汚濁)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
水質汚濁	3	4	3	1	3
総件数	25	29	28	26	26

3. 土壌及び地盤の状況

3.1. 土壌

(1) 土壌図

対象事業実施区域周辺の土壌図は図3.1.3-1に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壌は、山地・丘陵地土壌として褐色森林土壌の竜門山 2 統 (RM₂) で構成されている。竜門山 2 統 (RM₂) 土壌は、山腹斜面の大部分と谷筋の一部に分布している。

また、対象事業実施区域周辺の土壌は、台地・低地土壌として黄色土壌の小山田統(0)・北多久統(Kit)、細粒灰色低地土壌の宝田統(Tkr)、灰色低地土壌の清武統(Kyt)から構成されている。小山田統(0)土壌は丘陵地に分布し、花崗岩を母材とする粘質ないし強粘質の土壌である。北多久統(Kit)土壌は洪積台地に分布し、強粘質の土壌である。宝田統(Tkr)土壌も粘質の土壌である。清武統(Kyt)土壌は灰色土壌に属し、壌質(砂が多いか、砂と粘土が半々程度)の土壌である。

(2) ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺の土壌のダイオキシン類の調査結果は表 3.1.3-1 に示すとおりである。 測定のあったいずれの年度、採取場所においても、環境基準を達成している。

表 3.1.3-1 土壌のダイオキシン類

(pg-TEQ/g)

						(PO 124/ O/
地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	環境基準
今治市松木	_	_	_	0. 026	_	1,000以下

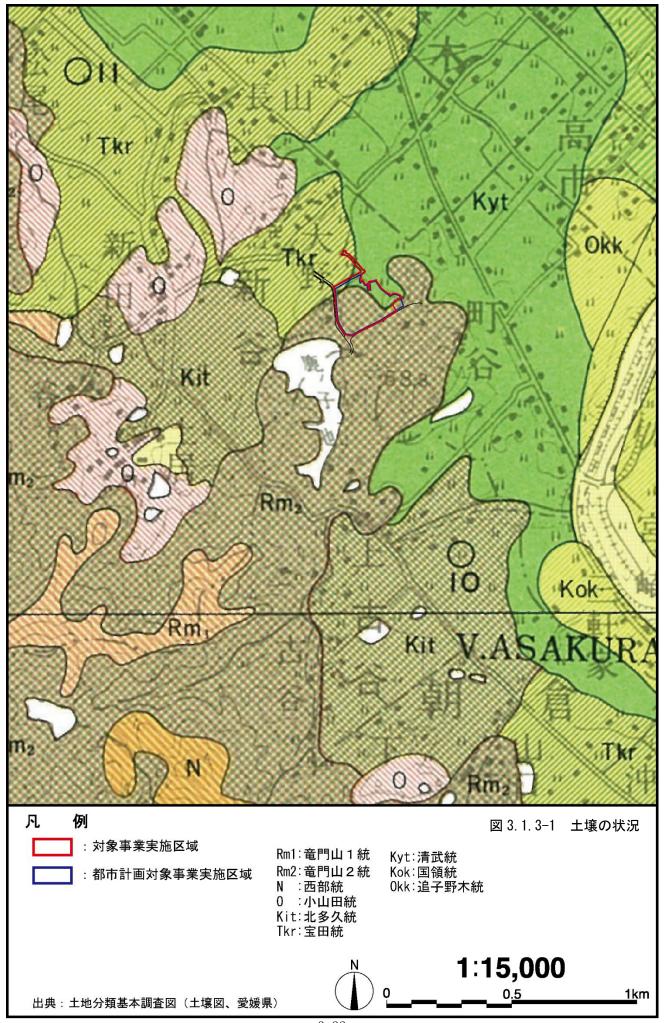
注) 「-」は測定のなかったことを示す。また、地点の詳細は公表されていない。 出典:「平成29年~令和3年版愛媛県環境白書」(平成29~令和3年 愛媛県)

(3) 公害苦情件数

本市における過去5年間の土壌及び地盤に関する公害苦情件数は表3.1.3-2に示すとおりである。令和2年度における土壌及び地盤に関する公害苦情はどちらも0件であった。

表 3.1.3-2 公害苦情件数 (土壌)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
土壌	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
総件数	25	29	28	26	26



4. 地形及び地質の状況

4.1. 地形特性

対象事業実施区域周辺の地形分類図は図3.1.4-1に示すとおりである。

対象事業実施区域の地形は、花崗岩類の小起伏丘陵(Hs)から構成されている。

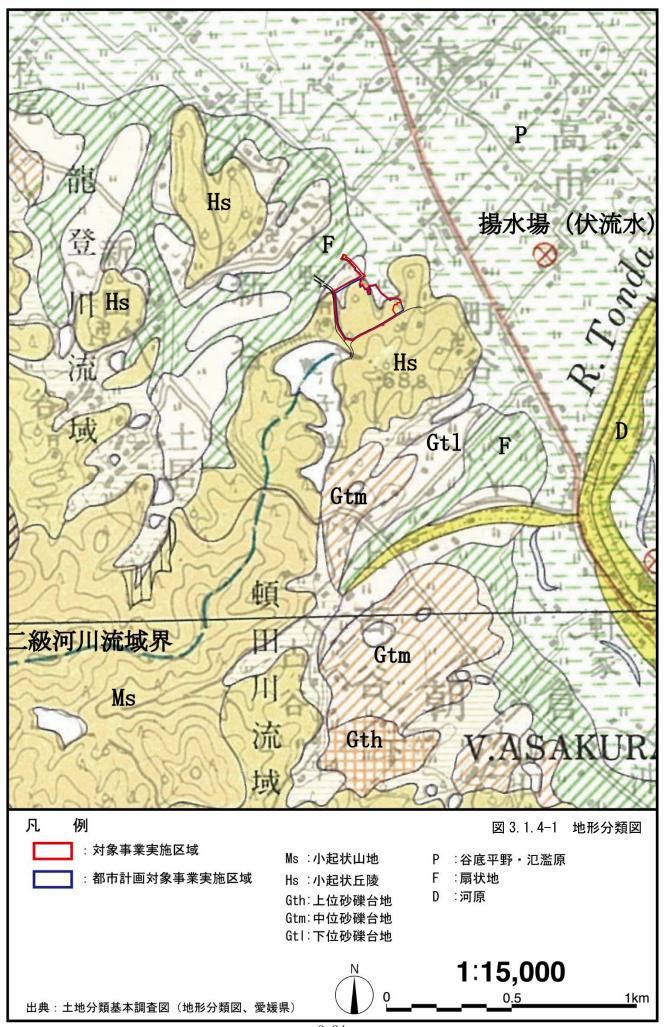
また、対象事業実施区域周辺の地形は、第四紀堆積物の砂礫台地(Gtm、Gt1)及び低地の扇状地(F)、谷底平野・氾濫原(P)、河原(D)から構成されている。

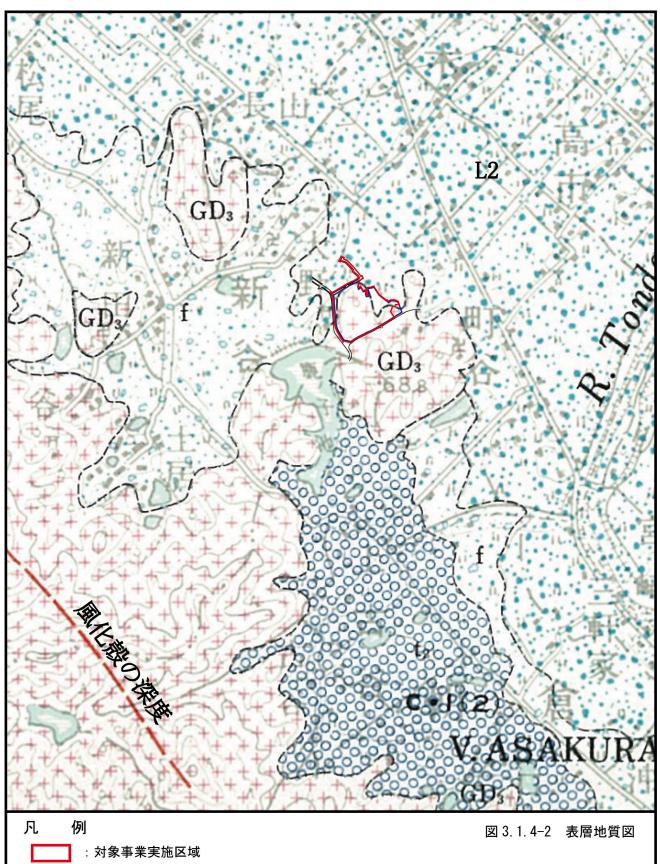
4.2. 地質特性

対象事業実施区域周辺の表層地質図は図3.1.4-2に示すとおりである。

対象事業実施区域の地質は、中生代深成岩の花崗閃緑岩 3 (GD₃: 松山型粗粒相) から構成されている。花崗閃緑岩 3 (GD₃) の地質は、一般に粗粒・塊状であり、斜長石、石英、黒雲母及びカリ長石を主成分鉱物としている。なお、対象事業実施区域の花崗岩は、図に示した「風化殻の深度」ラインからみて風化帯にあり、風化が進行した軟弱な花崗岩類である。

また、対象事業実施区域周辺の地質は、第四紀堆積物の砂礫 (L₂: 三角州・氾濫原・新河道堆積物、f:扇状地堆積物、t₂:中位段丘堆積物)から構成されている。L₂は今治平野に最も広く分布している。f地質は主に花崗岩源の砂、角礫、亜角礫である。t₂地質は主に花崗岩源の砂礫である。





: 都市計画対象事業実施区域

L2 :三角州、氾濫原、新河道堆積物(礫、砂、泥)

f :扇状地堆積物(主に砂礫) : 中位段丘堆積物(主に砂礫) t_2 GD₃ : 花崗閃緑岩3(松山型粗粒相)

出典:土地分類基本調査図(表層地質図、愛媛県)

1:15,000

<u>1k</u>m

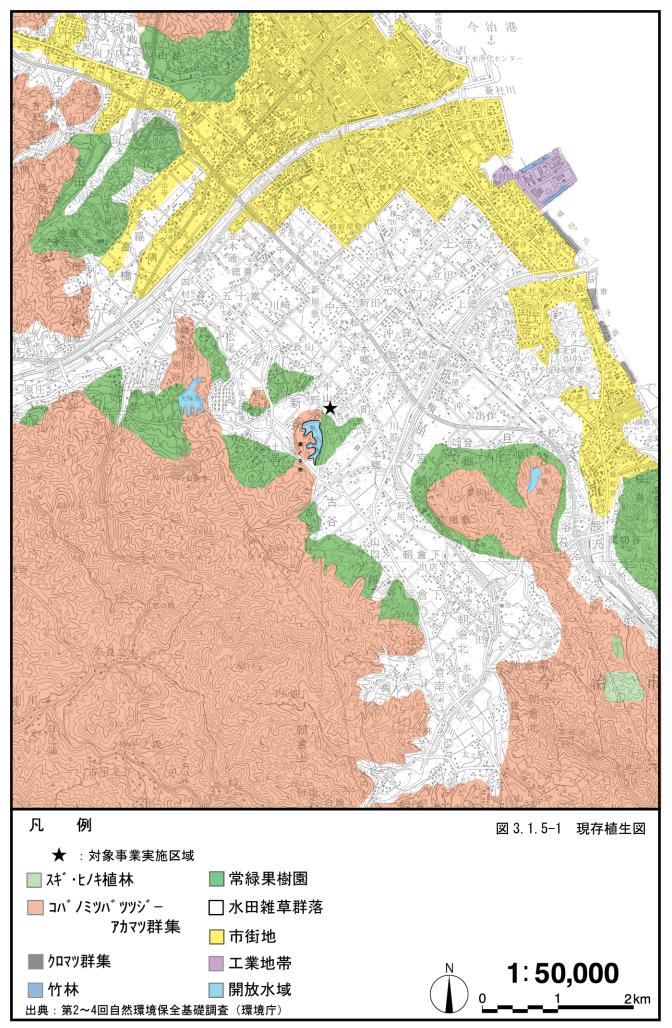
5. 動植物の状況

5.1. 植物

(1) 植生の概要

対象事業実施区域周辺の現存植生は図3.1.5-1に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、低山地から平地にかけては、コバノミツバツツジーアカマツ 群集などの二次林と常緑果樹園が広がり、平地には水田雑草群落が住宅と混在しており、自 然植生の割合は低くなっている。



(2) 重要な植物の概要

本市の旧市町村区分は図3.1.5-2に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告されている希少種(植物)は表 3.1.5-1 に示すとおりである。

3つの旧市町村を併せると、担子菌6種、コケ植物門3種、シダ植物門6種、種子植物門147種の合計162種が、古い記録のあるもしくは確認されている希少種としてあげられている。

また、環境省が実施している自然環境保全基礎調査の巨樹・巨木林調査結果から、対象事業実施区域周辺の巨樹・巨木林の分布状況は図3.1.5-3に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、巨樹・巨木林としてクスノキ、エノキ、ユーカリ等が分布している。

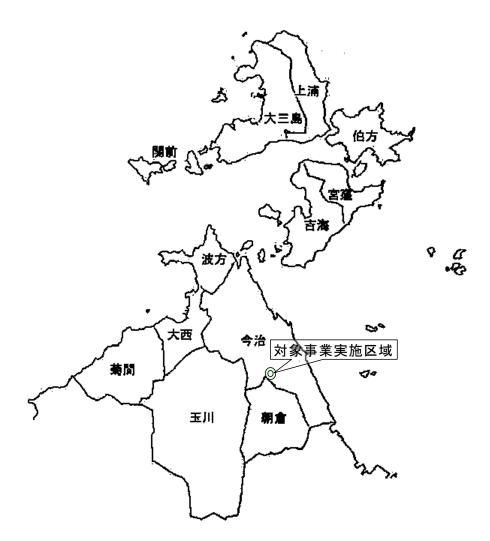


図 3.1.5-2 今治市の旧市町村区分

表 3.1.5-1(1) 対象事業実施区域周辺の希少植物

番号	門和名	綱和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
1	種子植物門	双子葉植物綱	アブラナ科	タチスズシロソウ	絶滅
2	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	ミズネコノオ	絶滅
3	担子菌門		テングノメシガイ科	コゲエノヘラタケ	絶滅危惧 I 類
4	コケ植物門		ミズゴケ科	オオミズゴケ	絶滅危惧 I 類
5	コケ植物門	蘇綱	ウキゴケ科	ウキゴケ	絶滅危惧 I 類
			ウキゴケ科		
6	コケ植物門	蘚綱		イチョウウキゴケ	絶滅危惧 I 類
7	種子植物門	双子葉植物綱	タデ科	ヤナギヌカボ	絶滅危惧 I A類
8	種子植物門	双子葉植物綱	スイレン科	ヒツジグサ	絶滅危惧 I A類
9	種子植物門	双子葉植物綱	オトギリソウ科	アゼオトギリ	絶滅危惧 I A類
10	種子植物門	双子葉植物綱	ヒメハギ科	ヒナノカンザシ	絶滅危惧 I A類
11	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	ヒメシロネ	絶滅危惧 I A類
12	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	ヒメナミキ	絶滅危惧 I A類
13	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	オオヒキヨモギ	絶滅危惧 I A類
14	種子植物門	双子葉植物綱	ハマウツボ科	ハマウツボ	絶滅危惧 I A類
15	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	タカサゴソウ	絶滅危惧 I A類
16	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	イヌクログワイ	絶滅危惧 I A類
17	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	イトイヌノハナヒゲ	絶滅危惧 I A類
18	シダ植物門	シダ綱	ヒメシダ科	ミドリヒメワラビ	絶滅危惧 I B類
19		シダ綱	ハナヤスリ科	ハマハナヤスリ	絶滅危惧 I B類
20	シダ植物門	ヒカゲノカズラ綱	ミズニラ科	オオバシナミズニラ	絶滅危惧 I B類
21	種子植物門	双子葉植物綱	カバノキ科	ハンノキ	絶滅危惧 I B類
22	種子植物門	双子葉植物綱	タデ科	オオネバリタデ	絶滅危惧 I B類
23	種子植物門	双子葉植物綱	キンポウゲ科	トリガタハンショウヅル	絶滅危惧 I B類
24	種子植物門	双子葉植物綱	キンポウグ科	セリバオウレン	絶滅危惧 I B類
		双子葉植物綱	モウセンゴケ科	イシモチソウ	
25	種子植物門				絶滅危惧 I B類
26		双子葉植物綱	アブラナ科	シロイヌナズナ	絶滅危惧 I B類
27	種子植物門	双子葉植物綱	ベンケイソウ科	アオベンケイ	絶滅危惧 I B類
28	種子植物門	双子葉植物綱	ユキノシタ科	ヤシャビシャク	絶滅危惧 I B類
29	種子植物門	双子葉植物綱	クロウメモドキ科	オオクマヤナギ	絶滅危惧 I B類
30	種子植物門	双子葉植物綱	アリノトウグサ科	オグラノフサモ	絶滅危惧 I B類
31	種子植物門	双子葉植物綱	サクラソウ科	シコクカッコソウ	絶滅危惧 I B類
32	種子植物門	双子葉植物綱	クマツヅラ科	カリガネソウ	絶滅危惧 I B類
33	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	ナミキソウ	絶滅危惧 I B類
34	種子植物門	双子葉植物綱	ナス科	ヤマホロシ	絶滅危惧 I B類
35	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	ゴマクサ	絶滅危惧 I B類
36	種子植物門	双子葉植物綱	タヌキモ科	ホザキノミミカキグサ	絶滅危惧 I B類
37	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	モミジハグマ	絶滅危惧 I B類
38	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	カワラハハコ	絶滅危惧 I B類
39	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	キセルアザミ	絶滅危惧 I B類
40	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	スイラン	絶滅危惧 I B類
41	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	オグルマ	絶滅危惧 I B類
42	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	オカオグルマ	絶滅危惧 I B類
43	種子植物門	単子葉植物綱	トチカガミ科	スブタ	絶滅危惧 I B類
44	種子植物門	単子葉植物綱	トチカガミ科	ヤナギスブタ	絶滅危惧 I B類
45	種子植物門	単子葉植物綱	ヒルムシロ科	カワツルモ	絶滅危惧 I B類
46		単子葉植物綱 単子葉植物綱	ユリ科	ヒメユリ	絶滅危惧 I B類
47		単子葉植物綱	イグサ科	タチコウガイゼキショウ	絶滅危惧 I B類
48	種子植物門	単子葉植物綱	イグサ科	ホソイ	絶滅危惧 I B類
49	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	ヤチカワズスゲ	絶滅危惧 I B類
50	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	イヌノハナヒゲ	絶滅危惧 I B類
51	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	ウキヤガラ	絶滅危惧 I B類
52	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	カガシラ	絶滅危惧 I B類
53	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	ミスミイ	愛媛県新記録 (環境省の絶滅危惧 I B類)
54	担子菌門	菌じん綱	サルノコシカケ科	ブクリョウ	- (^{東現省の起旗危惧 I B類)} - 絶滅危惧 II 類
	担子菌門		タバコウロコタケ科	キヌハダタケ	1-077-07
55 56		ハラタケ綱	/ / / !!		絶滅危惧Ⅱ類
56	担子菌門	ハラタケ綱	チャダイコケ科	ハタケチャダイゴケ	絶滅危惧Ⅱ類
57	シダ植物門	シダ綱	ミズワラビ科	ヒメウラジロ	絶滅危惧Ⅱ類
58	シダ植物門	シダ綱	アカウキクサ科	アカウキクサ	絶滅危惧Ⅱ類
59		双子葉植物綱	イラクサ科	ミヤマミズ	絶滅危惧Ⅱ類
60	種子植物門	双子葉植物綱	ヤドリギ科	マツグミ	絶滅危惧Ⅱ類

出典:「今治市環境基本計画」(平成21年3月、今治市)

表 3.1.5-1(2) 対象事業実施区域周辺の希少植物

番号	門和名	綱和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
61	種子植物門	双子葉植物綱	ナデシコ科	フシグロセンノウ	
62	種子植物門	双子葉植物綱	スイレン科	ジュンサイ	
63		双子葉植物綱	スイレン科	コウホネ	絶滅危惧Ⅱ類
			アブラナ科	ミズタガラシ	
64 65	種子植物門 種子植物門	双子葉植物綱 双子葉植物綱	バラ科	カワラサイコ	
		22 C 4 21411 F C 114		コバナワレモコウ	
66 67	種子植物門	双子葉植物綱	バラ科	クララ	絶滅危惧Ⅱ類
	種子植物門	双子葉植物綱 双子葉植物綱	カエデ科	ホソエカエデ	絶滅危惧Ⅱ類
68	種子植物門 種子植物門	双子葉植物綱		ヨコグラノキ	絶滅危惧Ⅱ類 絶滅危惧Ⅱ類
69 70	種子植物門	双子葉植物綱	クロウメモドキ科 セリ科	ハマゼリ	
71	種子植物門	双子葉植物綱	ミツガシワ科	ガガブタ	
72	種子植物門	双子葉植物綱	ガガイモ科	スズサイコ	
73	種子植物門	双子葉植物綱	クマツヅラ科	コムラサキ	
74	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	カワミドリ	
75	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	ジュウニヒトエ	
76	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	スズメハコベ	
77	種子植物門	双子葉植物綱	タヌキモ科	ミミカキグサ	
78	種子植物門	双子葉植物綱	スイカズラ科	ヤマヒョウタンボク	
79	種子植物門	双子葉植物綱	オミナエシ科	カノコソウ	
80	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	オケラ	
		12 1 4 2 (4 III - F 1 III 4	キク科	タウコギ	
81 82	種子植物門 種子植物門	双子葉植物綱 双子葉植物綱	キク科	イズハハコ	
83	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	ノニガナ	
84	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	ハマニガナ	
		双子葉植物綱	キク科	ヒメヒゴタイ	
85	種子植物門		キク科		
86 87	種子植物門 種子植物門	双子葉植物綱 双子葉植物綱	キク科	カンサイタンポポ ツクシタンポポ	絶滅危惧Ⅱ類 絶滅危惧Ⅱ類
88	種子植物門	単子葉植物綱	トチカガミ科	ウミヒルモ	
89	種子植物門	単子葉植物綱	トチカガミ科	ミズオオバコ	
90	種子植物門	単子葉植物綱	イバラモ科	ヒロハトリゲモ	
91	種子植物門	単子葉植物綱	イバラモ科	イトトリゲモ	
92	種子植物門	単子葉植物綱	イバラモ科	オオトリゲモ	
93	種子植物門	単子葉植物綱	コリ科	ヒメニラ	
94	種子植物門	単子葉植物綱	コリ科	ミヤマナルコユリ	
95	種子植物門	単子葉植物綱	ユリ科	オニツルボ	
96	種子植物門	単子葉植物綱	イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ	
97	種子植物門	単子葉植物綱	イグサ科	アオコウガイゼキショウ	
98	種子植物門	単子葉植物綱	ホシクサ科	イトイヌノヒゲ	
99	種子植物門	単子葉植物綱	イネ科	ウシノシッペイ	
100	種子植物門	単子葉植物綱	ミクリ科	ミクリ	
101	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	オニスゲ	絶滅危惧Ⅱ類
102	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	アオテンツキ	
102	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	オタルスゲ	- Name
	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	コイヌノハナヒゲ	絶滅危惧Ⅱ類
		単子葉植物綱	カヤツリグサ科	コマツカサススキ	絶滅危惧Ⅱ類
106	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	ケシンジュガヤ	
107	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	エビネ	
	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ギンラン	絶滅危惧Ⅱ類
	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	アケボノシュスラン	
	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ムヨウラン	絶滅危惧Ⅱ類
111	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ヒメフタバラン	
	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ニラバラン	
113	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	コバノトンボソウ	
114	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ヒトツボクロ	絶滅危惧Ⅱ類
115	担子菌門	平丁条恒物輌 ハラタケ綱	アンズタケ科	アンズタケ	推
	担子菌門	ハラタケ綱	ハラタケ科	キツネノハナガサ	準絶滅危惧
	シダ植物門	シダ綱	オシダ科	ナチクジャク	華
118	種子植物門	双子葉植物綱	タデ科	アキノミチヤナギ	华
	種子植物門	双子葉植物綱	タデ科	コギシギシ	準絶滅危惧 準絶滅危惧
	種子植物門	双子葉植物綱	ドクダミ科	ハンゲショウ	华 維 滅 危 惧
140	1里 1 1世初广]	// 大恒物酬	<u> </u>	<u> ハイソ イヨソ</u>	平心奶儿 民

出典:「今治市環境基本計画」(平成21年3月、今治市)

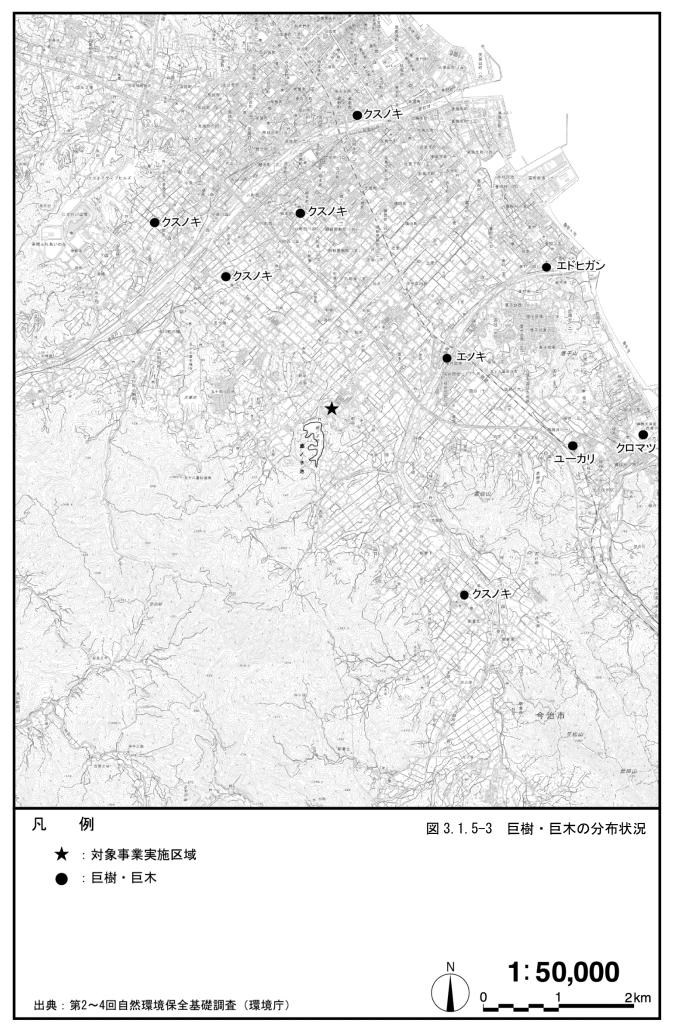
表 3.1.5-1(3) 対象事業実施区域周辺の希少植物

番号	門和名	綱和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテコ゛リー
121	種子植物門	双子葉植物綱	ケシ科	ヤマブキソウ	準絶滅危惧
122	種子植物門	双子葉植物綱	アブラナ科	イヌナズナ	準絶滅危惧
123	種子植物門	双子葉植物綱	アブラナ科	コイヌガラシ	準絶滅危惧
124	種子植物門	双子葉植物綱	バラ科	シモツケ	準絶滅危惧
125	種子植物門	双子葉植物綱	ツリフネソウ科	ツリフネソウ	準絶滅危惧
126	種子植物門	双子葉植物綱	ミソハギ科	ミズマツバ	準絶滅危惧
127	種子植物門	双子葉植物綱	マチン科	アイナエ	準絶滅危惧
128	種子植物門	双子葉植物綱	アカネ科	オオキヌタソウ	準絶滅危惧
129	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	タニジャコウソウ	準絶滅危惧
130	種子植物門	双子葉植物綱	シソ科	シロネ	準絶滅危惧
131	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	キクモ	準絶滅危惧
132	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	ヒナノウスツボ	準絶滅危惧
133	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	イヌノフグリ	準絶滅危惧
134	種子植物門	双子葉植物綱	タヌキモ科	イヌタヌキモ	準絶滅危惧
135	種子植物門	双子葉植物綱	スイカズラ科	ウスバヒョウタンボク	準絶滅危惧
136	種子植物門	双子葉植物綱	オミナエシ科	オミナエシ	準絶滅危惧
137	種子植物門	単子葉植物綱	ヒルムシロ科	フトヒルムシロ	準絶滅危惧
138	種子植物門	単子葉植物綱	イバラモ科	ホッスモ	準絶滅危惧
139	種子植物門	単子葉植物綱	イバラモ科	トリゲモ	準絶滅危惧
140	種子植物門	単子葉植物綱	ホシクサ科	オオホシクサ	準絶滅危惧
141	種子植物門	単子葉植物綱	ホシクサ科	ホシクサ	準絶滅危惧
142	種子植物門	単子葉植物綱	ホシクサ科	シロイヌノヒゲ	準絶滅危惧
143	種子植物門	単子葉植物綱	サトイモ科	ナンゴクウラシマソウ	準絶滅危惧
144	種子植物門	双子葉植物綱	タデ科	ヌカボタデ	情報不足
145	種子植物門	双子葉植物綱	オトギリソウ科	トモエソウ	情報不足
146	種子植物門	双子葉植物綱	マメ科	カワラケツメイ	情報不足
147	種子植物門	双子葉植物綱	ベンケイソウ科	メノマンネングサ	情報不足
148	種子植物門	双子葉植物綱	バラ科	テリハキンバイ	情報不足
149	種子植物門	双子葉植物綱	マメ科	イヌハギ	情報不足
150	種子植物門	双子葉植物綱	アリノトウグサ科	フサモ	情報不足
151	種子植物門	双子葉植物綱	ムラサキ科	イヌムラサキ	情報不足
152	種子植物門	双子葉植物綱	ゴマノハグサ科	ママコナ	情報不足
153	種子植物門	双子葉植物綱	キキョウ科	サワギキョウ	情報不足
154	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	オオユウガギク	情報不足
155	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	タムラソウ	情報不足
156	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	ヤマボクチ	情報不足
157	種子植物門	双子葉植物綱	キク科	オナモミ	情報不足
158	種子植物門	単子葉植物綱	ホシクサ科	ゴマシオホシクサ	情報不足
159	種子植物門	単子葉植物綱	イネ科	アイアシ	情報不足
160	種子植物門	単子葉植物綱	カヤツリグサ科	ミカワシンジュガヤ	情報不足
161	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ジンバイソウ	情報不足
162	種子植物門	単子葉植物綱	ラン科	ヤマサギソウ	情報不足

出典:「今治市環境基本計画」(平成21年3月、今治市)

カテゴリー区分	区分の定義
絶滅	愛媛県では既に絶滅したと考えられる種
絶滅危惧 I 類	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧 I A類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧 I B類	IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危機が増大している種
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種

出典:「愛媛県レッドデータブック」(愛媛県)



5.2. 動物

(1) 哺乳類

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告、確認された希少種(哺乳類)は表 3.1.5-2 及び図 3.1.5-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、ニホンリス1種について古い記録がある。

表 3.1.5-2 対象事業実施区域周辺の希少動物(哺乳類)

番号	門和名	綱和名	目和名	目和名 科和名		愛媛県RDBカテゴリー
1	脊椎動物門	哺乳綱	ネズミ目 (齧歯目)	リス科	ニホンリス	情報不足

出典:「今治市環境基本計画」(平成21年3月、今治市)

(2) 鳥類

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告、確認された希少種(鳥類)は表 3.1.5-3 及び図 3.1.5-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、オオタカとタマシギの2種が確認されている。

表 3.1.5-3 対象事業実施区域周辺の希少動物(鳥類)

番号	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
1	脊椎動物門	鳥綱	タカ目	タカ科	オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類
2	脊椎動物門	鳥綱	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	準絶滅危惧

出典:「今治市環境基本計画」(平成21年3月、今治市)

(3) は虫類・両生類

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告、確認された希少種(は虫類・両生類)は表3.1.5-4及び図3.1.5-4に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、カスミサンショウウオ、トノサマガエル、オオダイガハラサンショウウオの3種が確認されている。

表 3.1.5-4 対象事業実施区域周辺の希少動物(は虫類・両生類)

番号	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	愛媛県RDBカテゴリー
1	脊椎動物門	両生綱	サンショウウオ目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	絶滅危惧 I 類
2	脊椎動物門	両生綱	カエル目	トノサマガエル科	トノサマガエル	絶滅危惧Ⅱ類
3	脊椎動物門	両生綱	サンショウウオ目	サンショウウオ科	オオダイガハラサンショウウオ	準絶滅危惧

出典:「今治市環境基本計画」(平成21年3月、今治市)

(4) 昆虫類

対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告、確認された希少種(昆虫類)は表 3.1.5-5 及び図 3.1.5-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、セスジイトトンボ、アオヤンマ、マルタンヤンマ、キトンボ 等 14 種が確認されている。

番号 門和名 愛媛県RDBカテコ゛リー 綱和名 目和名 科和名 種和名 節足動物門 昆虫綱 トンボ目 イトトンボ科 セスジイトトンボ 絶滅危惧 I 類 節足動物門 昆虫綱 トンボ目 ヤンマ科 アオヤンマ 絶滅危惧I類 マルタンヤンマ 3 節足動物門 昆虫綱 トンボ目 ヤンマ科 絶滅危惧I類 節足動物門 昆虫綱 トンボ目 トンボ科 キトンボ 絶滅危惧Ⅱ類 4 節足動物門 昆虫綱 カワゲラ目(セキ翅目) カワゲラ科 モンカワゲラ 5 絶滅危惧Ⅱ類 節足動物門 昆虫綱 バッタ目 バッタ科 ヤマトバッタ 絶滅危惧Ⅱ類 6 チョウ目 (鱗翅目) シロチョウ科 ツマグロキチョウ 7 節足動物門 昆虫綱 絶滅危惧Ⅱ類 8 節足動物門 昆虫綱 コウチュウ目 (鞘翅目) オサムシ科 ボッチャンオサムシ 絶滅危惧Ⅱ類 節足動物門 昆虫綱 トンボ目 サナエトンボ科 フタスジサナエ 準絶滅危惧 節足動物門 トンボ目 トンボ科 オオキトンボ 準絶滅危惧 10 昆虫綱 節足動物門 昆虫綱 コウチュウ目 (鞘翅目) カミキリムシ科 ヨツボシカミキリ 準絶滅危惧 11 12 節足動物門 昆虫綱 コウチュウ目 (鞘翎目) カミキリムシ科 ヨコヤマヒゲナガカミキリ 準絶滅危惧 節足動物門 昆虫綱 コウチュウ目 (鞘翅目) カミキリムシ科 イッシキキモンカミキリ 準絶滅危惧 13 カメムシ目 (半翅目) 14 節足動物門 昆虫綱 セミ科 アカエゾゼミ 準絶滅危惧

表 3.1.5-5 対象事業実施区域周辺の希少動物(昆虫類)

出典:「今治市環境基本計画」(平成21年3月、今治市)

(5) 淡水魚類

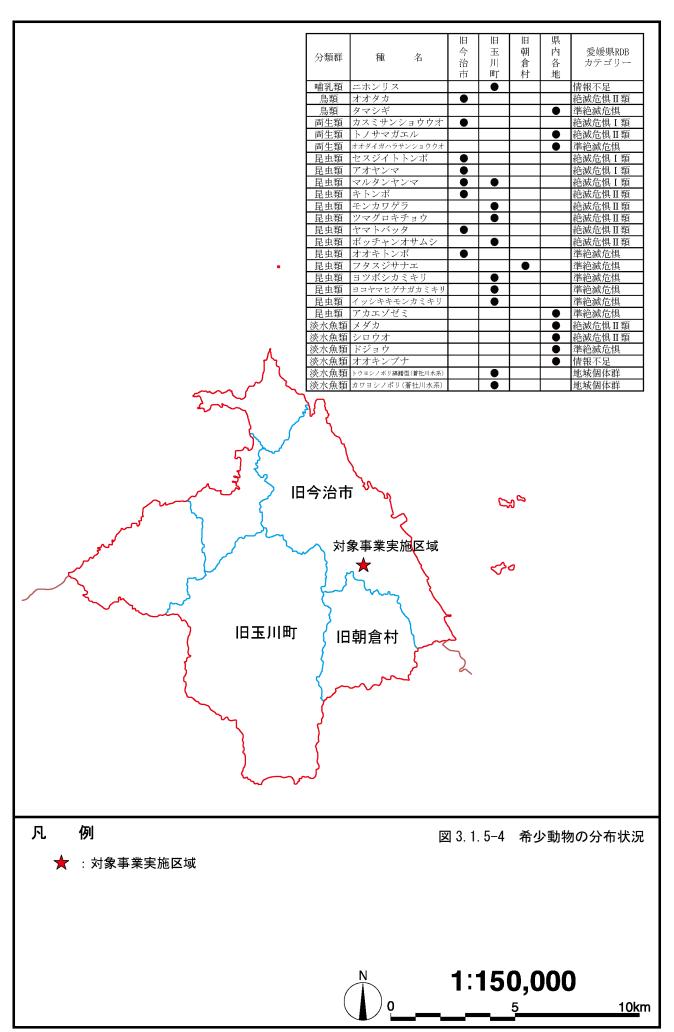
対象事業実施区域周辺の旧今治市、旧玉川町及び旧朝倉村において、市民による調査活動や愛媛県レッドデータブック等を参考にして報告、確認された希少種(淡水魚類)は表 3.1.5-6 及び図 3.1.5-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、メダカ、シロウオ、ドジョウ等6種が確認されている。

番号 門和名 綱和名 目和名 科和名 種和名 愛媛県RDBカテゴリー 脊椎動物門 硬骨魚綱 ダツ目 メダカ科 メダカ 絶滅危惧Ⅱ類 1 2. 脊椎動物門 硬骨魚綱 スズキ目 ハゼ科 シロウオ 絶滅危惧Ⅱ類 脊椎動物門 硬骨魚綱 コイ目 ドジョウ科 ドジョウ 準絶滅危惧 3 硬骨魚綱 コイ目 コイ科 オオキンブナ 4 脊椎動物門 情報不足 トウヨシノボリ縞鰭型 脊椎動物門 硬骨魚綱 スズキ目 ハゼ科 情報不足 5 硬骨魚綱 スズキ目 ハゼ科 6 脊椎動物門 情報不足 (蒼社川)

表 3.1.5-6 対象事業実施区域周辺の希少動物 (淡水魚類)

出典:「今治市環境基本計画」(平成21年3月、今治市)



6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

6.1. 景観

本市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島嶼部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から日本有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢を有しており、瀬戸内海の風光明媚な景観となっている。

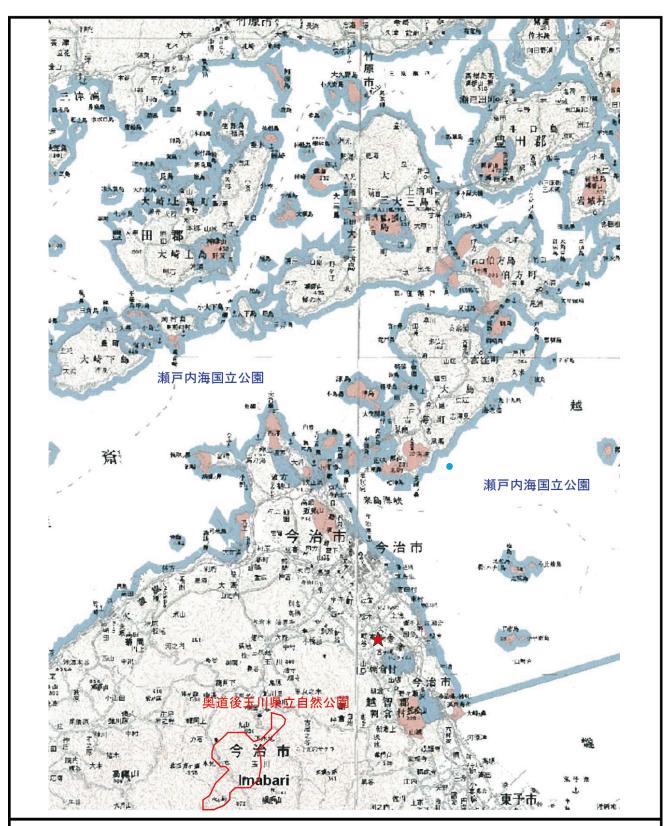
6.2. 自然公園、保全地区等

本市には、瀬戸内海沿岸・島嶼部から標高 1,000m以上の山地まで多様な自然環境があり、自然公園法、愛媛県県立自然公園条例により、国立公園が 1 地域、県立自然公園が 1 地域指定されている。また、愛媛県自然海浜保全条例において、砂浜や岩礁等が維持されている海浜や、海水浴・潮干狩等のために将来にわたって利用されることが適当と認められる海浜が、自然海浜保全地区として 5 地区指定されている。指定状況は表 3.1.6-1 に、本市の国立公園、県立自然公園は図 3.1.6-1 に、本市の自然海浜保全地区は図 3.1.6-2 に示すとおりである。

表 3.1.6-1 自然環境関連の地域指定状況

指定区分	名称	特色
国立公園	瀬戸内海国立公園	来島海峡を主要景観とする芸予諸島の一部と忽那七島を擁した多 島美と展望のよい内陸部の景勝地。
県立自然 公園	奥道後玉川県立自 然公園	奥道後および鈍川にゆう出する鉱泉群と石手、蒼社両渓谷の変化に 富んだ渓谷美と高縄山をはじめ区域内諸峰よりの展望。
	盛五反田海岸 (上浦町盛)	海岸は、ほとんど護岸に接する半自然海岸である。海水はよく澄み、 海浜はなだらかな傾斜をもっており、砂質もよい。海水浴、潮干狩、 釣り場として利用されている。
	戸板海岸 (上浦町井口)	海岸延長約 430m。沖出し幅約 40m。 海岸は全て護岸に接している半自然海岸である。海浜は、白くて細かい良質の砂で形成され海水もよく澄み波静かである。小・中学校の指定海水浴場となっている。
自然海浜保全地区	出走海岸 (上浦町瀬戸)	海岸延長約720m。沖出し幅約40m。 海岸は、ゆるやかな孤状で、すべて護岸に接している半自然海岸である。海浜は、白くて細かい良質の砂で形成され、海水もよく澄み波も静かである。瀬戸内海の美しい島々を目の前にした快適な海水浴場である。
	宗方海岸 (大三島町宗方)	海岸延長約380m。沖出し幅約30m。 海岸は全て護岸に接する半自然海岸である。海浜はなだらかな傾斜 で良質の砂で形成されている。海水はよく澄み波静かで、海水浴場、 釣り場として利用されている。
	肥海篠浜潮干狩場 (大三島町肥海)	海岸延長約750m。沖出し幅約70m。 海岸は大部分が護岸に接する半自然海岸である。海浜は良質の砂で 形成され、海水浴場、潮干狩場、釣り場として利用者も多い。

出典:「第二次環境基本計画」(2019年3月 今治市)



凡 例

図3.1.6-1 国立公園、県立自然公園の状況

★ :対象事業実施区域

瀬戸内海国立公園

特別地域 Special Zones
普通地域
Ordinary Zones

出典:環境省自然環境局、愛媛県県民環境部環境局調べ



1:250,000



6.3. 自然との触れ合い活動の状況

本市には、瀬戸内海沿岸や島嶼部から山地に至るまで、自然と触れ合い、自然体験ができる施設や公園等が多くある。本市の自然との触れ合い活動施設は表 3.1.6-2、図 3.1.6-3 に示すとおりである。

表 3.1.6-2(1) 今治市の自然との触れ合い活動施設

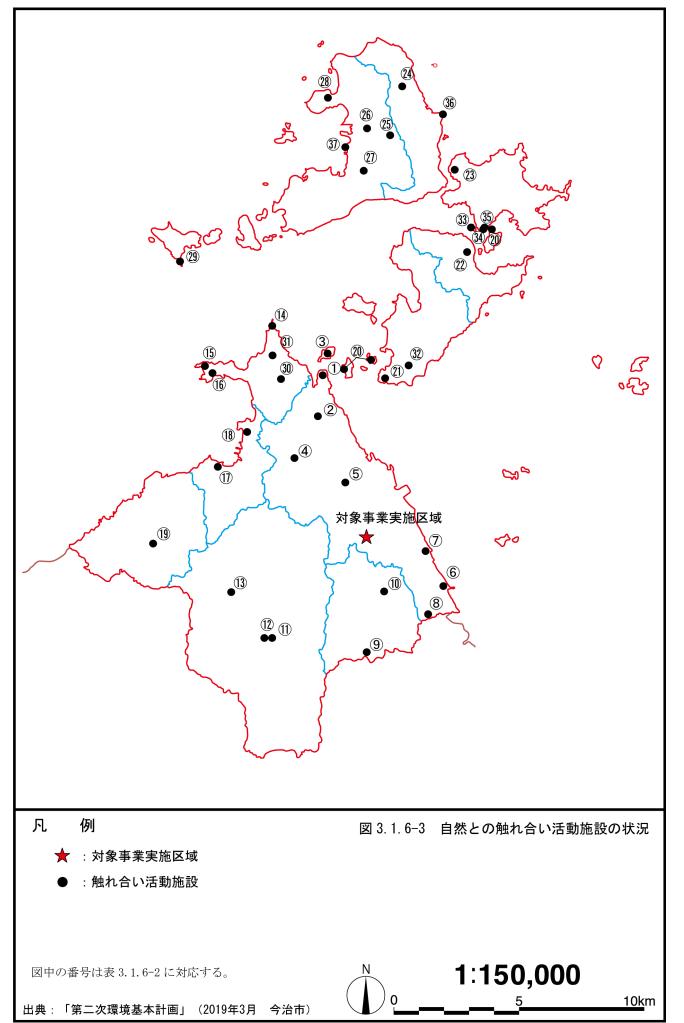
No.	名称	場所	概要
1	来島海峡展望館	小浦町	来島海峡大橋の人工美と、来島海峡の箱庭のような多島 海景の自然美が織り成す絶景が一望できる。
2	近見山展望台	近見町、石井町	瀬戸内海国立公園に指定されており、芸予諸島、来島海峡、遠くには石鎚連峰を望むことができる。
3	風の顔らんど小島	小島	子供のための自然体験施設。キャンプ場の他、自然観察 や農業・漁業体験などのプログラムもある。
4		野間	日本最小の在来馬である野間馬や小動物と一緒に遊んだり、終日家族連れで楽しめるファミリーパーク。
5	市民の森 フラワーパーク	山路	四季を通じて花を楽しむことが出来る。湿地植物園、自 然林、遊歩道などが整備されている。
6	桜井海浜 ふれあい広場	桜井	「日本の渚百選」の桜井海岸と一体となった広場。海水 浴やキャンプなどに活用可能。
7	志島ヶ原	桜井	11ha の広大な松原。アカマツ、クロマツの老樹 2,500 本、梅林、衣干岩などがある国指定名勝。
8	世田山遊歩道	孫兵衛作	東予市の世田薬師から世田山山頂を経て笠松山へ抜ける 遊歩道が整備されている。
9	朝倉ダム湖畔 緑水公園	朝倉上	朝倉ダム周辺の豊かな水と緑に恵まれた公園で、自由に 憩える豊かな水辺空間がある。
10	緑のふるさと公園	朝倉下	全国の県木を日本列島の形に植栽していて、行楽・スポーツが楽しめる多目的公園。
11	鈍川渓谷	玉川町鈍川	渓流の美しさは神秘的で、夏の涼や秋の紅葉など、自然 の美しさを堪能できるスポット。
12	ふれあいの森 「森林館」	玉川町鈍川	小鳥のさえずり、渓谷の流れを楽しみながら森林に親し める休憩所。
13	玉川ダム (ダム湖)	玉川町竜岡下	春は桜、秋には鮮やかな紅葉が湖面に美しく映える。付 近に公園やキャンプ場もあり、自然を満喫できる。
14	大角海浜公園	波方町波方	自然と人工美の調和が保たれた公園。園内にはモニュメントや展望台、キャンプ場などがある。
15	七五三ヶ浦海岸	波方町宮崎	自然の庭園と呼ぶにふさわしい風景が広がり、夏には海 水浴やキャンプを楽しむことができる。
16	山桃のこみち	波方町宮崎	樹齢数百年を経た山桃が300mに渡ってアーチ型に群生している御崎神社の参道。
17	星の浦海浜公園	大西町星の浦	美しい砂浜が続く遠浅の海岸は、海水浴やマリンスポー ツが楽しめる。
18	鴨池海岸	大西町九王	延長 800m の白砂の海岸。海水浴やキャンプ等で賑わう。 高台には展望台もある。
19	歌仙公園	菊間町松尾	歌仙の滝と霧合の滝の二つの滝がある。遊歩道が整備され、春は桜が、秋は紅葉が楽しめる。
20	潮流体験、来島海峡潮流体験、急潮体験	宮窪町、大浜、 吉海町	宮窪瀬戸や来島海峡の潮流を、観潮船に乗って体験することができる。

出典:「第二次環境基本計画」(2019年3月 今治市)

表 3.1.6-2(2) 今治市の自然との触れ合い活動施設

No.	名称	場所	概要
21	大島自然研究路	吉海町 正味~名駒	海岸線に延びるハイキングコース。四季折々の草木が彩 りを添え、自然を満喫できる。
22	カレイ山展望公園	宮窪町カレイ山	展望台から能島城跡、船折瀬戸の急流が見下ろせる。また、キャンプ場、遊歩道等も楽しめる。
23	開山	伯方町伊方	春には桜などの花々が咲き乱れ、秋には紅葉が色づき絶 好のハイキングのコースとなる。
24	小みかん	上浦町井口	みかんの原種「小みかん」の古木で、樹齢 500 年。今な お樹勢旺盛で、毎年天皇陛下に献上している。
25	鷲ヶ頭山自然研究路	大三島町宮浦	瀬戸内海の多島美を展望しながら巨岩奇岩を縫い、尾根 づたいに鷲ヶ頭山頂に通じている。
26	安神山 わくわくパーク	大三島町宮浦	自然ふれあい型の公園で、噴水や遊具、多目的広場があ る。家族連れで楽しめる公園。
27	台ダム公園	大三島町宮浦	島の水不足を解消するために建設されたダムで、周囲に は公園があり、お花見、紅葉狩りが楽しめる。
28	大三島少年自然の家	大三島町肥海	小中学校の野外体験活動に加えて、週末やお盆、11月~3月には一般利用もできる体験学習の拠点。
29	観音崎	関前観音崎	クロマツの老木や石灰岩が露出する奇勝が堪能できる。 ハイキングができる遊歩道や休憩所がある。
30	海山城展望公園	波方町樋口	園内には城型の展望台があり、360度の大パノラマを堪能できる。
31	塔ノ峰公園	波方町西浦	桜の名所として知られる公園。桜の他にもツツジなどの 花が見られる。
32	亀老山展望公園	吉海町南浦	展望台からは来島海峡大橋、晴天時には西日本最高峰 「石鎚山」を眺望できる。
33	見近島架橋公園	宮窪町宮窪	伯方大島大橋の橋脚部にあり、キャンプができる公園。
34	鶏小島キャンプ場	伯方町有津	白灯台がある鶏小島を望むことができるキャンプ場。
35	船折瀬戸キャンプ場	伯方町有津	船も折れるほどの潮流が流れる瀬戸内の風景を楽しむこ とができるキャンプ場。
36	多々羅キャンプ場	上浦町井口	多々羅大橋のたもとにあるキャンプ場。コテージ等を整 備している。
37	台海水浴場・ キャンプ場	大三島町町台	7~8 月に利用できる海水浴場。キャンプ場や温水シャワーなどを整備している。

出典:「第二次環境基本計画」(2019年3月 今治市)



7. 文化財の状況

(1) 指定文化財の状況

本市は瀬戸内海沿岸・島嶼部を中心に多様な自然景観に恵まれ、自然環境に関連する名勝 及び天然記念物が多い。

対象事業実施区域周辺の指定文化財は表 3.1.7-1、図 3.1.7-1 に示すとおりである。

表 3.1.7-1 対象事業実施区域周辺の指定文化財

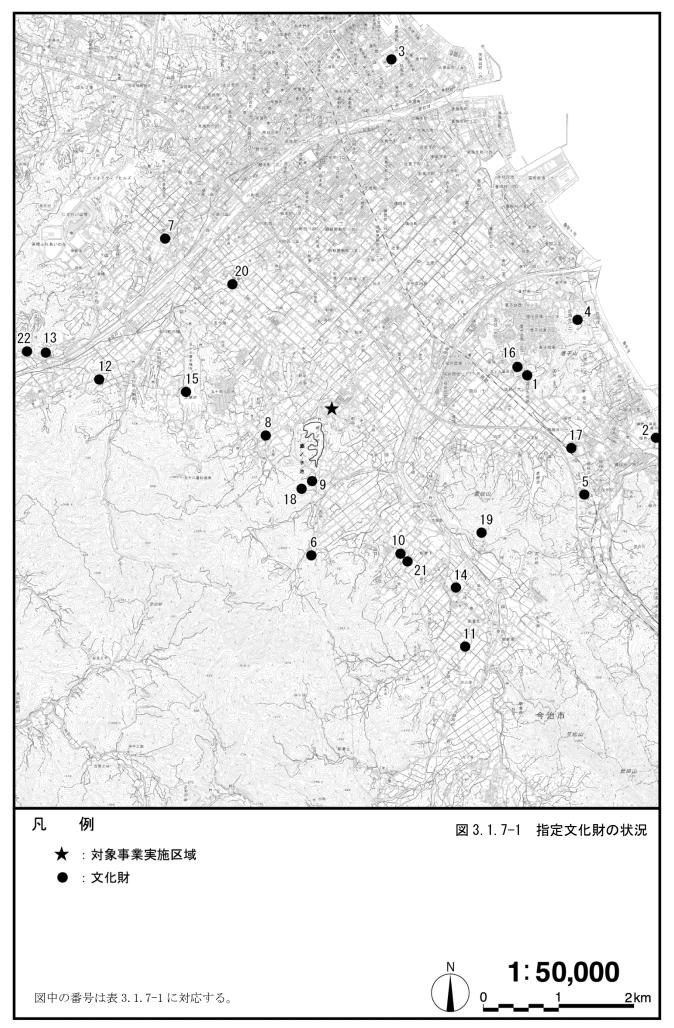
	区分	番号	名称	所在地	指定年月日
国指定文化財	史跡	1	伊予国分寺塔跡	桜井国分	大正10年3月3日
	名勝	2	志島ヶ原	桜井	昭和16年2月21日
県指定文化財	史跡	3	今治城趾	今治城	昭和28年10月9日
		4	今治藩主の墓	古国分	昭和34年3月31日
		5	伊予国分尼寺塔跡	郷桜井	昭和31年11月3日
		6	多伎神社古墳群	朝倉古谷	昭和34年12月25日
	天然記念物	7	大クスノキ	別名(玉澄廟内)	昭和34年3月31日
		8	とうつばき	新谷	昭和52年4月15日
市指定文化財	史跡	9	牛神古墳	古谷	平成13年3月6日
		10	樹之本古墳	朝倉	昭和48年10月15日
		11	本堂寺廃寺跡	朝倉南他	平成13年3月6日
		12	津倉の古墳	玉川町小鴨部	昭和45年3月20日
		13	丸山城跡	玉川町法界寺	昭和45年3月20日
	史跡・天然記念物	14	大楠と肩切り地蔵	朝倉下他	昭和56年6月30日
	名勝	15	八幡山・犬塚池・作礼山	玉川八幡、別所	昭和39年3月1日
	天然記念物	16	トウツバキ	国分寺	昭和45年3月30日
		17	ユーカリ樹	桜井小学校	昭和45年3月30日
		18	チクリンジザクラ (四季桜)	竹林寺	平成13年3月6日
		19	(四学候) マンガンジザクラ (志ぐれ桜)	満願寺	平成13年3月6日
		20	クスノキ	一ノ宮神社	昭和52年11月2日
		21	ネズミサシ	朝倉下	平成13年3月6日
		22	クロガネモチ	玉川町法界寺	昭和45年3月20日

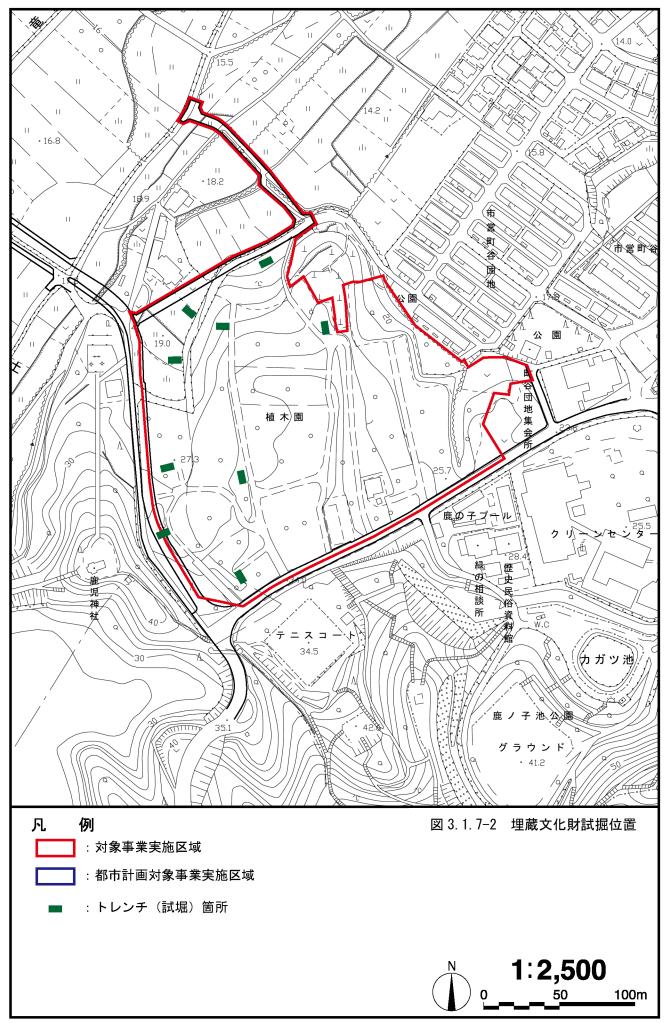
出典:「今治地域の文化財」(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト) 「朝倉地域の文化財」(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト) 「玉川地域の文化財」(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

(2) 埋蔵文化財の状況

既存資料調査の結果、対象事業実施区域内には周知の埋蔵文化財の分布は知られていない。 また、対象事業実施区域内において、本市教育委員会による踏査を実施し、実施可能な範囲 の試掘を行った結果(平成24年2月9日、同年5月9日に、合計9ヶ所のトレンチを掘削)、 埋蔵文化財の分布は確認されなかった。

埋蔵文化財の試掘位置は、図3.1.7-2に示すとおりである。





第2節 社会的状況

1. 地域の概況

今治地方は、古墳時代の多くの遺跡や、七世紀に伊予の国府が置かれていたことが示すよう に、古くから政治・文化の中心であった。

本市の産業は、タオル製造業(全国生産高の約6割のシェア)、縫製業等の繊維産業と造船 産業を二大基幹産業として発展してきた。また、平成17年の市町村合併を機に、造船・海運 産業が集積する日本最大の海事都市として注目されている。

商業は、本市周辺の旧越智郡や西条市の一部を含む広域商業圏を持ち、県東予地区の商業中 心地として位置づけられる。また、海路や平成11年5月に開通した瀬戸内しまなみ海道を利 用した阪神、中国、九州方面との経済交流も盛んで、瀬戸内海における流通拠点として発展し ている。

2. 行政区画の状況

本市は、平成17年1月16日に、旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧波方町、旧大西町、旧 菊間町、旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町及び旧関前村が合併した。位 置的には、愛媛県の北東部に位置している。

本市の行政区画状況と対象事業実施区域は図3.2.2-1に示すとおりである。



3. 人口及び産業の状況

3.1. 人口

本市の総人口は、155,422人(令和3年3月31日現在)で、平成29年3月の162,835人に 比べ、5年間で約4.6%(7,413人)減少している。

一方世帯数は、76,487世帯(令和3年3月31日現在)で、平成29年3月の76,206世帯に 比べ、約0.4%(281世帯)増加しているが近年は横ばいの状況である。

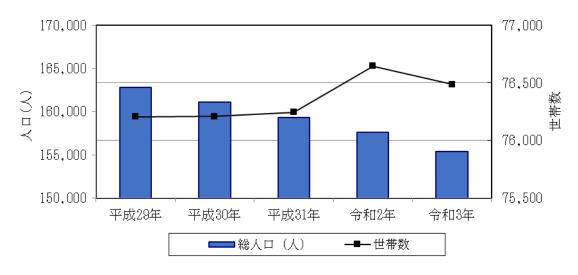
1 世帯当たりの人口は、平成 29 年が 2.14 人、令和 3 年が 2.03 人であり、減少の傾向にある。

人口と世帯の推移状況は表 3.2.3-1 及び図 3.2.3-1 に示すとおりである。

区 分		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年
世帯数		76, 206	76, 209	76, 245	76, 646	76, 487
総人口	(人)	162, 835	161, 094	159, 290	157, 644	155, 422
1世帯当たり人口	(人)	2. 14	2. 11	2.09	2. 06	2. 03

表 3.2.3-1 人口と世帯の推移

出典:「今治市の統計 令和3年度版(令和4年3月改訂) 第2-2表」(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)



出典:「今治市の統計 令和3年度版(令和4年3月改訂) 第2-2表」(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

図 3.2.3-1 人口と世帯の推移

3.2. 産業

(1) 産業人口

本市の産業別大分類別就業者数は表 3.2.3-2に示すとおりである。

総就業者数 72,296 人の内、卸売・小売業、サービス業等の第 3 次産業の就業者数が 43,800 人 (60.58%) で最も多く、次いで製造業、建設業等の第 2 次産業の就業者が 22,476 人 (31.09%) となっている。

表 3.2.3-2 産業別大分類別就業者数 (平成 28 年 6 月 1 日)

	区八	1	
	区分	総数	割合(%)
	総数	72, 296	100
第一次産業	農業	3, 597	4. 98
	林業	36	0.05
	漁業	499	0. 69
	小 計	4, 132	5. 72
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	154	0. 21
	建設業	6,013	8. 32
	製造業	16, 309	22. 56
	小 計	22, 476	31. 09
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	305	0.42
	情報通信業	436	0.6
	運輸業、郵便業	3, 772	5. 22
	卸売業、小売業	11,003	15. 22
	金融業、保険業	1, 456	2. 01
	不動産業、物品賃貸業	772	1.07
	学術研究、専門・技術サービス業	1,709	2. 36
	宿泊業、飲食サービス業	3, 607	4. 99
	生活関連サービス業、娯楽業	2, 103	2. 91
	教育、学習支援業	2, 735	3. 78
	医療、福祉	9, 794	13. 55
	複合サービス事業	968	1. 34
	サービス業(他に分類されないもの)	3, 017	4. 17
	公務(他に分類されるものを除く	2, 123	2. 94
	小 計	43, 800	60. 58
	分類不能の産業	1,888	2. 61

出典:「今治市の統計 令和3年度版(令和4年3月改訂) 第2-14表」 (令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

(2) 産業構造

ア. 商業

本市の商業(卸売・小売業)の概要(事業所数、従業者数、年間商品販売額)は表 3.2.3-3 に示すとおりである。

表 3.2.3-3 商業の状況

商店数	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)	
1, 914	11, 379	513, 361	

注) 平成28年6月1日現在

出典:「今治市の統計 令和3年度版(令和4年3月改訂) 第6-1表」 (令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

イ. 製造業

本市の製造業(従業者数4人以上)の概要(事業所数、従業者数、製造品出荷額等)は表3.2.3-4に示すとおりである。

表 3.2.3-4 製造業の状況

事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
370	11, 489	97, 134, 854

注) 令和元年6月1日調査

出典:「今治市の統計 令和3年度版(令和4年3月改訂) 第5-1表」 (令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

ウ. 農業

本市の農業の概要は表 3.2.3-5 に示すとおりである。

令和 2 年の農業経営体は 2349 であり、そのうち、個人経営体は 2,305 戸 (98%) である。 また、経営耕地総面積は 2,084ha である。

表 3.2.3-5 農家数の状況

	農業経営体	経営耕地	個人経営体の	
総数	個人	団体	総面積	基幹的農業
心 女 义	経営体	経営体	(ha)	従事者(人)
2, 349	2, 305	44	2,084	2,778

注) 令和2年2月1日現在

出典:「今治市の統計 令和3年度版(令和4年3月改訂) 第4-1表」 (令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

4. 土地利用の状況

本市の地目別土地利用面積は表 3.2.4-1 に示すとおりである。

総面積は 403.33km² であり、そのうち、山林が 129.83 km² (32.2%) で最も大きく、次いで畑が 63.19 km² (15.7%) である。

表 3.2.4-1 地目別土地利用面積

単位: km2

							—
総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場原野	その他
403.33	28. 12	63. 19	34. 66	2. 12	129.83	4.09	141.32

注1) 令和2年1月1日現在

注2)「その他」は、塩田、鉱泉地、雑種地、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、 保安林、公衆用道路及び公園である。

注3)計が一致しない場合がある。

出典:「愛媛県オープンデータカタログ」(令和4年6月閲覧 愛媛県ウェブサイト)

5. 交通の状況

5.1. 鉄道

対象事業実施区域の約 5km 北方に、四国旅客鉄道 (JR 四国) 予讃線の今治駅 (本市北宝来町一丁目) がある。JR 今治駅には全ての特急列車、普通列車が停車し、令和 3 年の 1 日当りの乗車人員は 1,753 人である (出典:「今治市の統計 令和 3 年度版(令和 4 年 3 月改訂) 第 10-1表」(令和 4 年 6 月閲覧 今治市ウェブサイト))。

5.2. 道路

四国地方整備局の実施している一般国道 196 号と 317 号、主要地方道今治波方港線における 平日の道路交通量調査データは表 3.2.5-1 に示すとおりである。

一般国道 196 号の交通量が最も多く、次いで主要地方道今治波方港線における交通量が多くなっている。

また、本市の道路の整備状況は表3.2.5-2に示すとおりである。

表 3.2.5-1 対象事業実施区域周辺の交通量

	表 0.1.0 1 对						
	路線番号 国道 196 号		国道 317 号		主要地方道今治波方港線		
	測定場所	① F	中寺	②片山2丁目2番4		③東村1丁目2番53	
		平	日	平	日	平	日
		台/12h	台/24h	台/12h	台/24h	台/12h	台/24h
自	小計車	22, 263	28, 368	11, 986	14, 634	13, 810	17, 113
自動車	大型車	2, 612	3, 223	215	861	1, 314	2,094
車	合計	24, 875	31, 591	12, 201	15, 495	15, 124	19, 207
大型	型車混入率(%)	10. 5	10. 2	1.8	5. 6	8. 7	10. 9
	昼夜率	1.	27	1.	27	1.	27
	混雑度	0. 93		1.03		1. 76	
	22 年度昼間 12 自動車類交通量 (台)	24, 394		12, 762		15, 998	
	交通量伸び率 (H27/H22)	1.02		0. 93		0. 95	

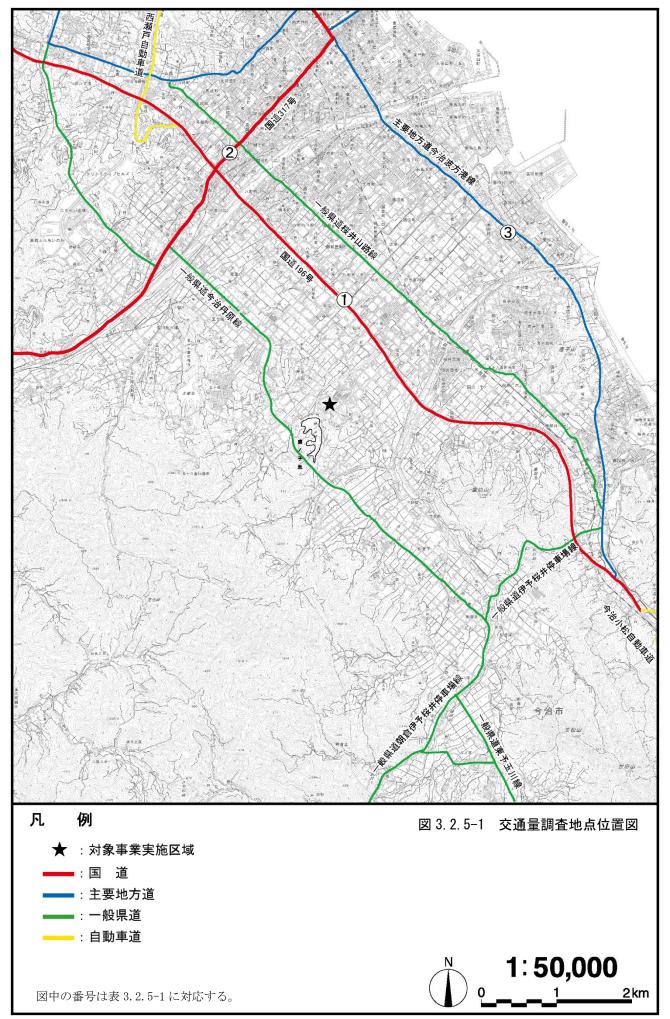
注:斜体表示は推定値

出典:「平成 27 年度 全国道路街路交通情勢調査 一般交通量調査 DVD-ROM」(一般社団法人 交通工学研究会)

表3.2.5-2 今治市の道路整備状況(令和2年4月1日)

3C 0. 2.					
-L- F+		道路実延:	長 (m)		
市名	総 数	国 道	県 道	市道	
今治市	2, 002, 639	130, 648	243, 741	1, 628, 250	

出典:「愛媛の道路 2021 パンフレット・資料編」 (令和 4 年 6 月閲覧 愛媛県ウェブサイト)



6. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

6.1. 教育施設

対象事業実施区域周辺の教育施設は表 3.2.6-1 及び図 3.2.6-1 に示すとおり 35 施設である。

表 3.2.6-1 対象事業実施区域周辺の教育施設

M	##=10. ##	⊒E 15 July
No.	施設名	所在地
1	晴心幼稚園	南高下町3丁目4-46
2	みどり幼稚園	五十嵐甲 60 番地
3	今治幼稚園	別宮町2丁目4-13
4	いずみ幼稚園	片山3丁目3-14
5	今治めぐみ幼稚園	南宝来町1丁目1-6
6	ひまわり幼稚園	国分 3 丁目 2-46
7	今治精華幼稚園	中日吉町2丁目1-34
8	若葉幼稚園	北宝来町1丁目2-1
9	唐子幼稚園	東村南 2 丁目 2-10
10	立花幼稚園	立花町4丁目6-19
11	吹揚小学校	黄金町3丁目3番地
12	常盤小学校	中日吉町2丁目6番55号
13	立花小学校	立花町4丁目3番45号
14	鳥生小学校	南高下町3丁目3番71号
15	桜井小学校	郷桜井1丁目8番26号
16	国分小学校	古国分2丁目7番1号
17	富田小学校	上徳甲 394 番地 4
18	清水小学校	五十嵐甲 13 番地 3
19	日高小学校	別名 446 番地 2
20	乃万小学校	延喜甲 349 番地
21	朝倉小学校	朝倉北甲 281 番地
22	鴨部小学校	玉川町中村甲 574 番地 1
23	日吉中学校	中日吉町1丁目3番70号
24	立花中学校	立花町2丁目8番7号
25	桜井中学校	郷桜井1丁目8番8号
26	南中学校	松木 349 番地 1
27	西中学校	山路 554 番地 3
28	朝倉中学校	朝倉北甲 273 番地
29	今治東中等教育学校	桜井2丁目9-1
30	今治西高等学校	中日吉町3丁目5-47
31	今治南高等学校	常盤町7丁目2-17
32	今治北高等学校	宮下町2丁目2-14
33	今治工業高等学校	河南町1丁目1-36
34	今治明徳高等学校	北日吉町1丁目4-47
35	今治精華高等学校	中日吉町2丁目1-34
H H	「人和」に座へ沙士中の地方。旧方	

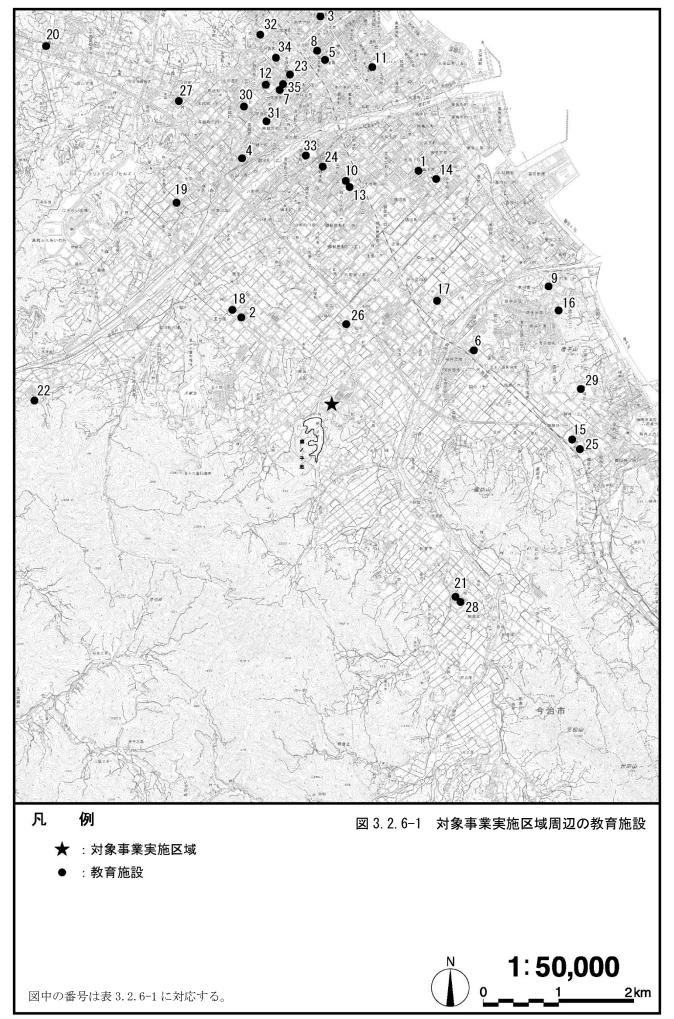
出典:「令和4年度今治市内の教育・保育施設等一覧表」

(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

「今治市小学校・中学校一覧」 (令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

「えひめの県立高校・中等教育学校」 (令和4年6月閲覧 愛媛県ウェブサイト)

「愛媛県私立学校名簿」(令和4年6月閲覧 愛媛県ウェブサイト)



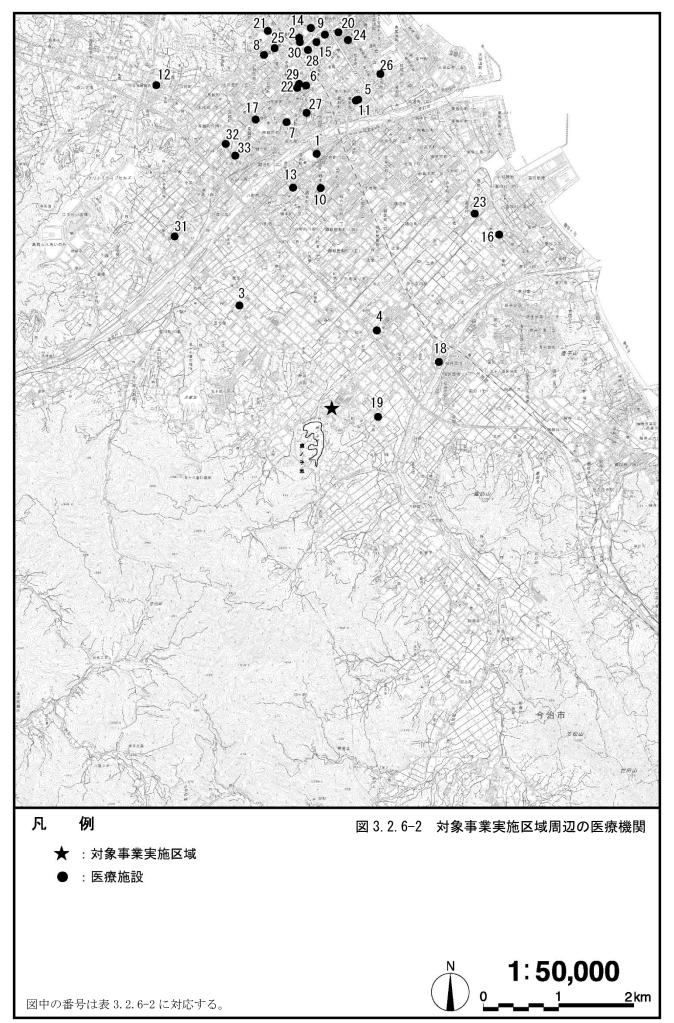
6.2. 医療施設

対象事業実施区域周辺の医療施設は表 3.2.6-2 及び図 3.2.6-2 に示すとおり 33 施設である。

表 3.2.6-2 対象事業実施区域周辺の医療施設

No.	医療機関名称	医療機関所在地
1	かとう内科	立花町1丁目10番5号
2	瀬戸内海病院	北宝来町2丁目4番地9
3	今治南病院	四村 103 番地 1
4	医療法人 村上整形外科	松木 28-7
5	医療法人 仁明会 内科・消化器科羽鳥病院	南宝来町3丁目2番地3号
6	正岡眼科	常盤町5丁目3番9号
7	医療法人 圭泉会 菅病院	南日吉町2丁目3番21号
8	社会福祉法人 恩賜財団 済生会 今治第二病院	北日吉町1丁目7番43号
9	鈴木病院	別宮町2丁目1番地5
10	竹内外科胃腸科	立花町3丁目6番36号
11	たくぼ眼科	南宝来町3丁目2番地9
12	医療法人彩水会 真部クリニック	矢田甲7番地1
13	平林胃腸クリニック	河南町2丁目6番20号
14	今治十全医院	南大門町2丁目4の18
15	いのうえ産婦人科	南大門町1丁目5番地2
16	広瀬病院	喜田村6丁目5-1
17	井出内科	常盤町7丁目3番6号
18	公益財団法人正光会今治病院	高市甲 786 番地 13
19	三宅川医院	町谷甲 17 番地 2
20	医療法人 慈風会 白石病院	松本町1丁目5-9
21	今治第一病院	宮下町1丁目1番21号
22	村上病院	常盤町5丁目3-37
23	社会福祉法人 恩賜財団 済生会今治病院	喜田村7丁目1番6号
24	医療法人 滴水会 吉野病院	末広町1丁目5番地の5
25	放射線第一病院	北日吉町1丁目10番50号
26	美須賀病院	黄金町3丁目4番地8
27	三木病院	泉川町1丁目3番45号
28	きら病院	北宝来町1丁目3番地5
29	整形外科藤井病院	常盤町5丁目3-38
30	高木眼科病院	北宝来町2丁目3番地1
31	片木脳神経外科	別名 274
32	小澤外科循環器科医院	馬越町4丁目3番10号
33	医療法人 平成会 山内病院	片山3丁目1番40号

出典:「保険医療機関・保険薬局の管内指定状況等について」(令和4年6月閲覧 四国厚生支局ウェブサイト)



6.3. 福祉施設

対象事業実施区域周辺の福祉施設は表 3.2.6-3 及び図 3.2.6-3 に示すとおり、児童福祉施設 18 施設、障害者福祉施設 37 施設、老人福祉施設 40 施設、合計 95 施設である。

表 3.2.6-3(1) 対象事業実施区域周辺の福祉施設

Mc	插 则	农 5. 2. 0 5(1) 对象事未关	T
No.	種別	施設名	所在地
1		鳥生保育所	北鳥生町3丁目1番15号
2		常盤保育所	南日吉町2丁目2番8号
3		城東保育所	美須賀町4丁目1番48号
4		乃万保育所	延喜甲 365 番地 2
5		日高保育所	別名 549 番地 1
6		富田保育所	上徳乙 287 番地 7
7	IH	桜井保育所	登畑甲 40 番地
8	児童福	若葉保育園	東村1丁目15番36号
9	福	志々満保育園	桜井6丁目2番1号
10	祉	白鳩保育園	山路 881 番 89
11	祉施設	龍門保育園	朝倉上甲 803 番地 3
12	HA	朝倉保育園	朝倉北甲 356 番地 2
13		日の出保育所	玉川町小鴨部甲 230 番地 2
14		今治市医師会保育所エンゼル保育園	南宝来町1丁目4-11
15		おひさまえん	北宝来町2丁目3-6
16		なでしこ保育所	喜田村7丁目2-30
17		枝堀児童館	枝堀町 1-4-1
18		朝倉児童館	朝倉下甲 529
19		今治育成園	町谷甲 746
20		今治療護園	町谷 756-1
21		今治福祉園	宮ヶ崎甲 170
22		ふらっぷ	登畑甲 345-1
23		ふきあげワークス	恵美須町 3-1-16
24		朝倉作業所	朝倉南乙 457
25		障害者支援センターアクティブマインド	神宮甲 609-1
26		麦の穂	衣干町 2-144-3
27	障	障害者施設 のま	延喜甲 301-1
28	障害者福	多機能型事業所プリズム	馬越町 3-2-2
29	福	生活介護事業所にこ	北高下町3丁目4-6
30	祉施	多機能型事業所パドル	八町東 6-4-22
31	施設	今治ワークス	宮ケ崎甲 166
32	以	とと山路	山路 389 番地 1
33		ステップ	玉川町別所甲 32-1
34		マルクワークス喜田村	喜田村 8-1-41
35		株式会社ローリング	山路 456
36		エコステーション未来	桜井 3-9-5
37		株式会社ネオリサイクル 今治事業所	天保山町 5-2-15
38		クリエイト21	常盤町 5-2-39
39		サポートかけはし	山路 466-1
09		プ A・ T A T / / (よ し	H hd 400 1

表 3.2.6-3(2) 対象事業実施区域周辺の福祉施設

No.	種別	施設名	所在地
40	127,3 4	就労支援事業所 つむぎ	高橋甲 1552-1
41		エコステーションはるかす	桜井 2-5-58
42		サポートかけはし東鳥生	東鳥生町5丁目46番地
43		就労継続支援 B 型事業所 健心工房	東鳥生町5丁目43番地
44		カイト今治	山路 389 番地 1
45	[**	まんまるファクトリー	東村 1-5-23
46	宇	サスケ設計工房今治東	北高下町1丁目3番35号
47	者	グループホームまきば	町谷 688-12 2F
48	福祉	グループホームうずしお	山口甲 5-2
49	障害者福祉施設	うっとこ	片山 4-6-23
50	設	カラコリーナ	唐子台東 3-7-2
51		エダボリーナ	枝堀町 1-6-16
52		フレンドシップホーム I ・Ⅱ・Ⅵ	上徳甲 304-1
53		フレンドシップホームⅢ	室屋町 1-1-8
54		フレンドシップホームIV	衣干町 2-1-28
55		精神障害者グループホームしまなみ	高市甲 786-5
56		ケアハウス吹揚	黄金町 3-2-6
57		せせらぎ	上徳甲 110-1
58		廣寿苑	南大門町 3-5-33
59		なごみ	別名 261
60		リーフガーデンあさくら	朝倉下乙 102-2
61		泉荘	新谷甲 1884-1
62		桜井荘	旦甲 472-1
63		清流園	朝倉北甲 497
64		ウェルえがお	恵美須町 2-2-1
65		ウェルえびす	恵美須町 2-2- 4
66		グループホーム廣寿苑	南大門町 3-5-33
67	老	グループホームさつき	泉川町 1-1-29
68	人福祉施設	グループホームはとり	南宝来町 3-4-1
69	祉	グループホームつどい	南大門町 2-2-2
70	施	グループホームひまわり	八町西 4-1-14
71	設	都市型グループホームゆう	立花町 2-9-35
72		ハートフルケアホーム青空	南高下町 2-2-67
73		グループホーム ヒロセ	国分 7-4-36
74		グループホームヒロセドゥーエ	国分 7-5-11
75		ほっとやまうち	常盤町 8-4-31
76		グループホーム松風園	上徳乙 284-1
77		グループホームひまわりの家	古谷甲 19-1
78		日高荘	小泉 5-6-38
79		唐子荘	旦甲 479-1
80		シルバーハウス吹揚	黄金町 3-2-6
81		みどりの郷	上徳甲 110-1
82		今治なごみ苑	別名 251

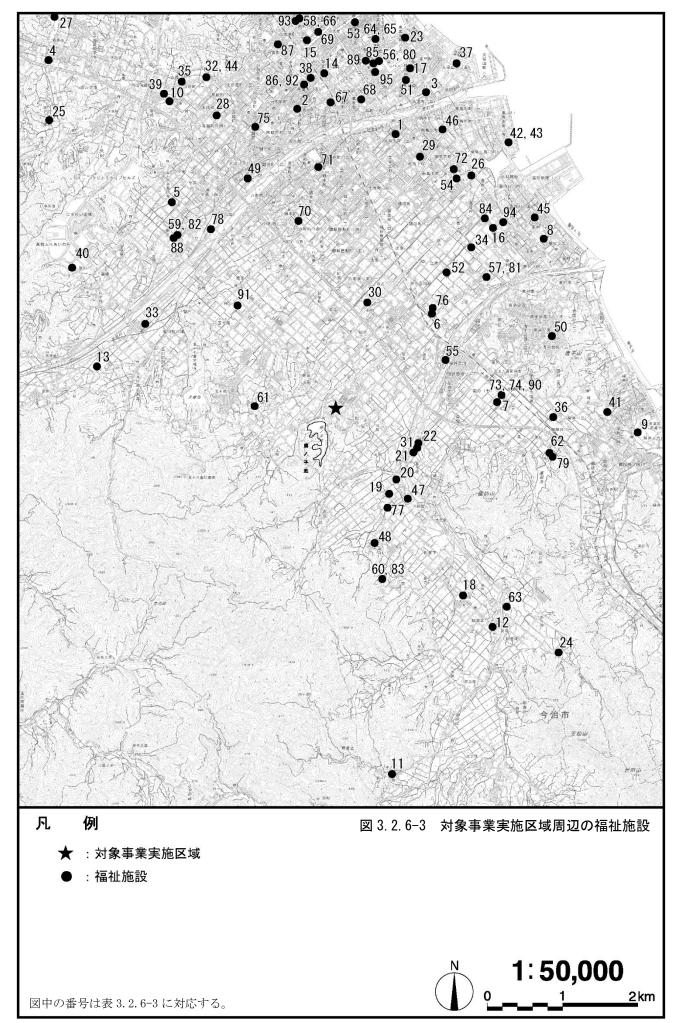
表 3.2.6-3(3) 対象事業実施区域周辺の福祉施設

No.	種別	施設名	所在地
83		リーフガーデンあさくら	朝倉下乙 102-2
84		済生会今治老人保健施設希望の園	喜田村 7-1-6
85		老人保健施設燧園	末広町 3-1-6
86		老人保健施設ときわ園	常盤町 5-3-37
87	老	老人保健施設八惠苑	北日吉町 1-10-53
88	人	老人保健施設シルビウス・ケアセンター	別名 261
89	人福祉施	老人保健施設セントラルケアホーム	松本町 2-6-6
90		老人保健施設ヒロセ	国分 7-4-1
91	設	今治南病院	四村 103-1
92		村上病院	常盤町 5-3-37
93		廣寿苑	南大門町 3-5-8
94		シルバーハウス ウィルケアひろせ	喜田村 6-4-20
95		シルバーマンション ひうち	末広町 3-3-6

出典:「令和4年度今治市内の教育・保育施設等一覧表」(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト) 「児童館及びその他類似施設 施設一覧」(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

「障害福祉サービス」(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

「老人ホーム・入所施設 市内入所施設一覧」(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)



7. 上水道施設及び下水道施設の整備状況

7.1. 上水道の状況

本市の上水道の普及状態は表 3.2.7-1 に示すとおりである。

本市の令和2年度の給水人口は150,830人で、上水道の人口対比普及率は97.0%であった。

表 3.2.7-1 今治市の上水道の状況

行政区域内人口	(人)	155, 422
給水人口	(人)	150, 830
普及率 (B/A)	(%)	97. 0
年間総配水量	(m³)	21, 015, 749
一日平均配水量	(m³)	57, 577

注)行政区域内人口は、年度末現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口による。

出典:「今治市の統計 令和3年度版(令和4年3月改訂) 第11-1表」

(令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

7.2. 下水道の状況

本市における下水道整備状況は表 3.2.7-2 に示すとおりである。

本市の令和 2 年度の処理区域内人口は 112,438 人で、下水道の人口対比普及率は 64.6% となっている。

表 3.2.7-2 今治市の下水道の状況

面積	(ha)	41, 921
計画処理面積	(ha)	3, 913
下水道処理区域面積	(ha)	2,803
整備率C/B	(%)	71. 6
住民基本台帳人口	(人)	157, 537
計画処理人口	(人)	112, 438
処理可能人口	(人)	101, 758
処理可能戸数	(戸)	50, 060
人口普及率F/D	(%)	64. 6
水洗化人口	(人)	93, 349
水洗化戸数	(戸)	44, 264
処理能力水量	(m³/目)	69, 636
流入下水量	(m³/目)	50, 051

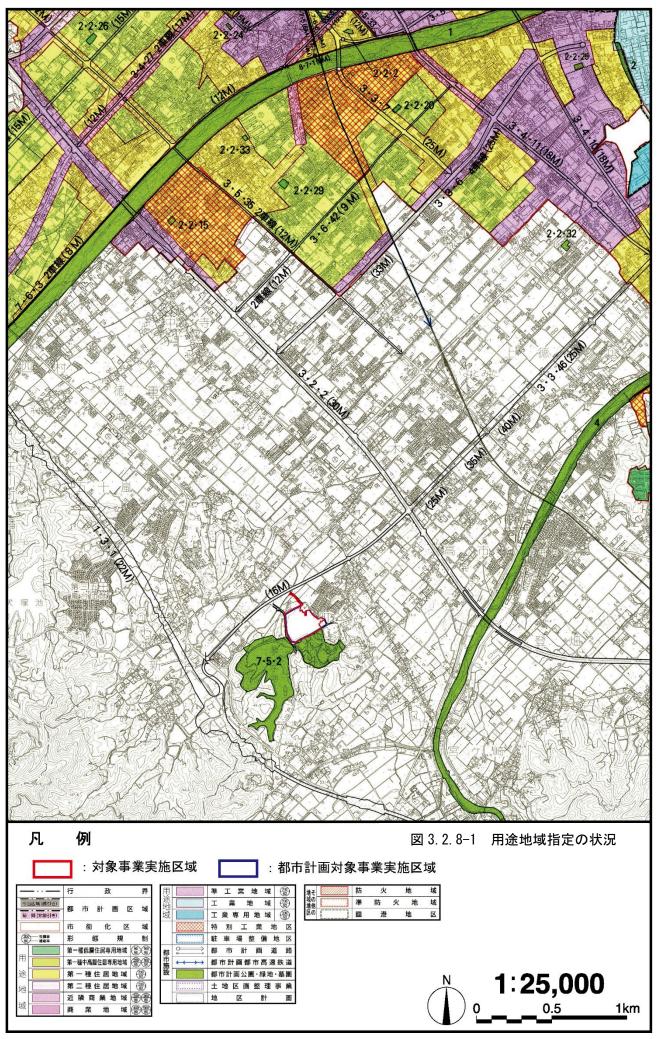
注1) 人口普及率は各年5月1日現在、水洗化人口は3月31日現在の数値である

注2) 住民基本台帳人口は、4月30日現在

出典: 「今治市の統計 令和3年度版(令和4年3月改訂) 第11-2表」 (令和4年6月閲覧 今治市ウェブサイト)

8. 都市計画法に基づく地域地区の状況

対象事業実施区域周辺の都市計画用途地域の指定状況は図 3.2.8-1 に示すとおりである。 対象事業実施区域周辺は、「今治広域都市計画区域」の市街化調整区域に該当しており、用 途地域の指定はされていない。



9. 関係法令等の指定、規制基準等

対象事業に適用される関係法令の一覧は表 3.2.9-1 に示すとおりである。

表 3. 2. 9-1 関係法令一覧

表 3. 2. 9−1 関係法令一覧				
法令等	規制の内容その他の状況			
環境基本法	環境基本法では、大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水及び土壌汚染に係る環 境基準を定めている。			
大気汚染防止法	規制対象物質は、ばい煙、粉じん、自動車排気ガスである。また、ばい煙に 関して、工場、事業場単位に排出量の削減を行う総量規制制度がとられてい る。			
水質汚濁防止法	工場・事業所に係る排水基準として、濃度規制及び総量規制が行われている。特定施設については、届出を行う。			
土壤汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めて土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護する。			
等による土壌の汚染及	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水 質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るととも に、県民の生活の安全を確保することを目的とする。埋立て等に使用する土			
関する条例	砂基準等が定められている。			
えひめ環境基本計画	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、低炭素社会の構築、循環型社会の構築、生物多様性の保全などの課題に的確に対応し、 県民、行政等の各主体の役割などを示している。			
ダイオキシン類対策特 別措置法	ダイオキシン類に関する施策の基準とすべき基準(環境基準等)や排ガス、 排出水に関する規制基準、廃棄物焼却炉に係るばいじん・焼却灰等の濃度基 準、汚染土壌に係る措置等が定められている。			
愛媛県公害防止条例	事業活動等に伴う、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈 下、及び悪臭による公害を防止することにより、健康の保護、生活環境の保 全及び自然環境の保護を目的として定められている。			
国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定め、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講じて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。			
都市計画法	都市計画の内容や制限、都市計画事業を定めることにより、都市の健全な発展の秩序ある整備を図り、以って国土の均衝ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。			
農業振興地域の整備に 関する法律	農地の振興を図ることが必要であると認められる地域として「農業振興地域」を指定するとともに、特に農用地等として利用すべき区域として「農用地区域」が指定されている。			
に関する法律	廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上 を図ることを目的とした法律である。			
	特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための 措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等に より、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利 用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全及び国民経済の健 全な発展に寄与することを目的とした法律である。			
進に関する法律	資源が大量使用・大量廃棄されることを抑制し、リサイクルによる資源の有 効利用の促進を図るための法律である。			
	廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、資源循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的として定められている。			

9.1. 大気汚染

(1) 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3.2.9-2、ダイオキシン類対策特別措置 法に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.9-3 に示すとおりである。

表 3.2.9-2 大気汚染に係る環境基準

公のという パスパート の本先生十				
物質	環境上の条件 (設定年月日等)			
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下			
$(S0_2)$	であること。(S48. 5. 16 告示)			
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が			
(CO)	20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)			
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3			
(SPM)	以下であること。(S48.5.8告示)			
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下で			
(NO_2)	あること。(S53.7.11 告示)			
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)			
(0X)				
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μ g/m3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m3 以下である			
(PM2.5)	こと。(H21.9.9 告示)			

表 3.2.9-3 ダイオキシン類 (大気) の環境基準

項目	基準値	
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m³以下	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。		
2 基準値は、年間平均値とする。		

(2) 規制基準

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排ガスの規制基準値は、表 3.2.9-4 に示すとおりである。

表 3.2.9-4 排ガスの規制基準

ばいじん	硫黄酸化物 (K 値)	塩化水素	窒素酸化物	水銀	ダイオキシン類
0.08g/m3N	14.5 (約2000ppm)	700mg/m³N (約 430ppm)	250ppm	新設 30μg/m³N 既設 50μg/m³N	0.1ng-TEQ/m³N

9.2. 騒音

(1) 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は表 3.2.9-5 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周辺地域は市街化調整区域であり、地域の類型は指定されていない。

表 3.2.9-5 騒音に係る環境基準

(一般地域)

地域の		基準値		
区分	類型	昼間	夜間	
卢 刀		午前6時~午後10時	午後 10 時~翌午前 6 時	
特に静穏を要する地域	ΑA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	
専ら住居の用に供される地域	А	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
主として住居の用に供される地域	В	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
相当数の住居と併せて商業、工業等の	С	CO = 3 (4) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	EO SOMO NOTE	
用に供される地域		60 デシベル以下	50 デシベル以下	

注) 1. 愛媛県では AA 類型は地域指定していない。

(道路に面する地域)

	基準値			
地域の区分	昼間	夜間		
	午前 6 時~午後 10 時	午後 10 時~翌午前 6 時		
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有す る道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下		
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有す る道路に面する地域及び C 地域のうち 車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下		

注) 基準値は等価騒音レベル (LAeq) により、評価した値である。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として表 3.2.9-6 の基準値に掲げるとおりである。

表 3.2.9-6 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

	基準値		
3	昼間午前 6 時~午後 10 時	夜間午後 10 時~翌午前 6 時	
	70 (45) デシベル以下	65 (40) デシベル以下	
備考個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると			

認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(括弧内の値)によることができる。

^{2.} 基準値は等価騒音レベル(LAeq)により、評価した値である。

注) 基準値は等価騒音レベル (LAeq) により、評価した値である。

(2) 規制基準

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 3.2.9-7 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は表 3.2.9-8 に、指定地域内における自動車騒音の要請限度は表 3.2.9-9 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及び周辺地域は、騒音規制法の規制地域には該当しない。

表 3.2.9-7 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分	区域の区分に対応する規制基準				
	朝	昼間	夕	夜間	
	午前6時から午前	午前8時から午後	午後7時から午後	午後 10 時から翌	
区域の区分	8 時	7 時	10 時	日の午前6時	
第1種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル	
为 1 怪区级	以下	以下	以下	以下	
第2種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	
免 4 性 色 域	以下	以下	以下	以下	
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	50 デシベル	
 	以下	以下	以下	以下	
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル	
免4性区 域	以下	以下	以下	以下	

- 1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
- 2 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 - (4)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

表 3. 2. 9-8 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の 騒音の規制に関する基準

区域			# Z '/'	<i>11</i> € ₩ ★★ .1	1 11 11 2- 10)事件1/七米	11 - 11 -
の		作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止 時間	1 日当たり 作業時間	理統作業 時間	作業 禁止日
区分					作来时间	时间	宗正 口
	#+	くい打機、くい抜機又はくい打くい 抜機を使用する作業	85 デシベル 以下	午後7時から 翌日の午前7時 まで	10 時間 以内	6 日 以内	日曜日休日
	特定	びょう打機を使用する作業	"	11]]	11	"
告示	建	さく岩機を使用する作業	11	11	IJ	11	IJ
万	設	空気圧縮機を使用する作業	IJ	"	IJ	"	"
別表第	作業	コンクリートプラント又はアスファ ルトプラントを設けて行う作業	"	JJ	"	"	IJ
1号区域		バックホウ、トラクターショベル、 ブルドーザーを使用する作業	"	<i>II</i>	"	"	"
域	特	ブルドーザー、パワーショベル等を 使用する作業(法規制対象は除く)	"	II.	"	"	"
	特定作業	ハンマーを使用する板金又は製罐作 業	80 デシベル 以下	午後9時から 翌日の午前6時 まで	IJ	制限 なし	制限 なし
	lle-fr	くい打機、くい抜機又はくい打くい 抜機を使用する作業	85 デシベル 以下	午後 10 時から 翌日の午前 6 時 まで	14 時間 以内	6 日 以内	日曜日休日
生.	特定	びょう打機を使用する作業	IJ	"	IJ	"	"
告示	建	さく岩機を使用する作業	IJ	"	IJ	"	"
	設	空気圧縮機を使用する作業	IJ	"	IJ	11	"
表第2	作業	コンクリートプラント又はアスファ ルトプラントを設けて行う作業	"	<i>II</i>	"	"	<i>II</i>
別表第2号区域		バックホウ、トラクターショベル、 ブルドーザーを使用する作業	"	II.	"	"	"
以	特定	ブルドーザー、パワーショベル等を 使用する作業(法規制対象は除く)	"	制限なし	"	"	"
	作業	ハンマーを使用する板金又は製罐作 業	80 デジベル 以下	II	IJ	制限 なし	制限 なし

- 備考1 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域。
 - (1)第1種区域
 - (2)第2種区域
 - (3) 第3種区域
 - (4)第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域。
 - 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
 - 3 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。
 - 4 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1)騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

表 3.2.9-9 自動車騒音の要請限度

文 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	基準値			
は持つ区へ	昼間	夜間		
区域の区分	午前6時~	午後 10 時~		
	午後 10 時	翌午前6時		
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB		
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB		
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及	75dB	70dB		
び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	TOGD	TOGE		

備考1 a: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居 専用地域

- b: 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- c:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
- 2 騒音の評価は、等価騒音レベル (LAeq) による。
- 3 測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行い、時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

9.3. 振動

(1) 環境基準

振動については、環境基本法に基づく環境基準は定められていない。

(2) 規制基準

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準は表 3. 2. 9-10 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は表 3. 2. 9-11 に、指定地域内における道路交通振動の要請限度は表 3. 2. 9-12 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及び周辺地域は、振動規制法の規制地域には該当しない。

 基準値

 区域の区分
 昼間
 夜間

 午前8時~午後7時
 午後7時~翌午前8時

 第1種区域
 60 デシベル以下
 55 デシベル以下

 第2種区域
 65 デシベル以下
 60 デシベル以下

表 3.2.9-10 工場・事業場振動の規制基準

- 2 第1種区域及び第2種区域とは、以下に掲げる区域をいう。
 - ・第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
 - ・第2種区域:住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

備考1 規制基準は工場・事業場の敷地の境界線における許容限度。

表 3.2.9-11(1)振動規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー (手持式のものを除く。)を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

表 3.2.9-11(2)特定建設作業の振動の規制に関する基準

	衣 5: 2: 6 11 (2) 内足足嵌作术 6 版 3 6 7 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9				
区分	第1号区域	第2号区域			
基準	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベル以下				
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで			
作業時間	1日10時間以內	1 日 14 時間以内			
作業期間	連続6日を超えないこと				
作業禁止日	日曜日その他の休日				

- 備考1 第1号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。
 - (1)第1種区域。
 - (2) 第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
 - (3)第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるた めの施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する 特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域。
 - 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
 - 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - (1)測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔個数の測定器の80%レンジの上端の数値とする。

表 3.2.9-12 道路交通振動の要請限度

	基準値		
区域の区分	昼間	夜間	
	午前8時~午後7時	午後7時~翌午前8時	
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル	
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル	

- 備考1 振動の測定場所は道路の敷地の境界線とする。
 - 2 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

9.4. 悪臭

(1) 環境基準

悪臭については、環境基本法に基づく環境基準は定められていない。

(2) 規制基準

悪臭防止法に基づく規制基準は表 3.2.9-13 に示すとおりである。 なお、本市には悪臭防止法による規制地域の指定は設定されていない。

表 3.2.9-13 悪臭防止法の敷地境界の地表における規制基準

指定地域の区分	3075次202元9下07203天1~8317~8	
特定悪臭物質	A 区域(ppm)	B区域(ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二酸化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0. 1
プロピオンアルデヒド	0.05	0. 1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

[※]主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域を B 区域、それ以外の地域を A 区域として指定が行われている。

9.5. 水質

(1) 環境基準

環境基本法に基づく、人の健康の保護に関する水質環境基準は表 3. 2. 9-14 に、河川の生活環境の保全に関する水質環境基準は表 3. 2. 9-15 に、湖沼の生活環境の保全に関する水質環境基準は表 3. 2. 9-16 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3. 2. 9-17 示すとおりである。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3. 2. 9-18 に示すとおりである。

表 3.2.9-14 人の健康の保護に関する環境基準

項目	ルストラグススター 基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01㎜/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01㎜/L以下
総水銀	0.0005㎜/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3.2.9-15 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

河川(湖沼を除く。)

T

項目				基 準 値		
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以 上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以 上	300CFU/ 100mL 以下
В	水道3級 水産2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
С	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L以上	_
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	_
Е	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	_

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (nは日間平均値のデータ数)のデータ値 $(0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる))とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、 発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

1) 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2) 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4) 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5) 環境保全 : 国民の目常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

1

項目		基準値 (mg/L)		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケ・マス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03以下	0.001 以下	0.03以下
生物特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03以下	0.0006 以下	0.02以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域	0.03以下	0.002 以下	0.05以下
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に 掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔 の生育場として特に保全が必要な水域	0.03以下	0.002以下	0.04以下

備老

1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

表 3.2.9-16 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

湖沼(天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目				基 準 値		
類型	利用目的の適応性	水素イオ ン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L 以 上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2.3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L 以 上	300CFU/ 100mL 以下
В	水道3級 工業用水1級農業用水 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L以下	5mg/L以上	_
С	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ご が 終 が 認 か られ な いこと。	2mg/L 以上	_

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道 1 級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 $100\,\mathrm{CFU}/100\mathrm{ml}$ 以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1,000 C F U / 100ml 以下とする。
- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (ColonyFormingUnit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
- 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 - 〃3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目	利用目的の適応性	基注	基準値	
類型	和用自的沙邇心性	全窒素	全燐	該当水域
I	自然環境保全及びⅡ以下の 欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	
П	水道1、2、3級(特殊な ものを除く。)水産1種水 浴及びⅢ以下の欄に掲げる もの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	第1の2の(2)に より水域類型ご
Ш	水道3級(特殊なもの)及び IV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L以下	とに指定する水 域
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げ るもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種工業用水農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全 窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な
 - 浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - 水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - 水産3種:コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目			基準値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノー ル	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	該当水域
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の 欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/以下	第1の2 の(2)に より水域
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好 む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/以下	類型ごと に指定す る水域
生物特 B	生物A又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/以下	

エ

		+++ >//da 1-4a	
項目	水生生物が生息・再生産する	基準値	該当水域
類型	場の適応性	底層溶存酸素量	100
生物1	生息段階において貧酸素耐性の 低い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段 階において貧酸素耐性の低い水 生生物が再生産できる場を保全・ 再生する水域	4. Omg/L 以上	每1.60
生物2	生息段階において貧酸素耐性の 低い水生生物を除き、水生生物が 生息できる場を保全・再生する水 域又は再生産段階において貧酸 素耐性の低い水生生物を除き、水 生生物が再生産できる場を保全・ 再生する水域	3.0mg/L 以上	第1の2 の(2) り が 型 指 上 す 水 で す 数 世 に す 水 で は り れ で う り れ で う り れ っ る う た す も 、 る り る っ る っ る り る り る り る り る り る り る り
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧	2. Omg/L 以上	

表 3.2.9-17 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2—ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2—ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1 — トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2 — トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3—ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4—ジオキサン	0.05mg/L以下

表 3.2.9-18 ダイオキシン類 (水質) に係る環境基準

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
項目	基準値
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備老

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 基準値は、年間平均値とする(水底の底質を除く。)。

(2) 排水基準

工場及び事業所からの排出水について、水質汚濁防止法に基づく全国一律の排水基準は表3.2.9-19に、愛媛県が条例で定める排水基準(上乗せ排水基準)は表3.2.9-20に示すとおりである。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の排出基準は表3.2.9-21に示すとおりである。

表 3.2.9-19(1) 一般排水基準 (有害物質)

(有害物質の種類 許容限度 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	1/1/貝ツ/性規		
		0.03mgCd/L	
シアン化合物 有機燐化合物		1mgCN/L	
) T. J. S. J. J. V. T. 78 PDM 17 FF 7 \	1mg/L	
(パラチオン、メチルパラチオン、)	メナルシメトン及い EPN に限る。)	0 1 71 /1	
鉛及びその化合物		0. 1mgPb/L	
六価クロム化合物		0.5mgCr(VI)/L	
砒素及びその化合物		0.1mgAs/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化	上合物	0.005 mgHg/L	
アルキル水銀化合物		検出されないこ	
		と	
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L	
トリクロロエチレン		0.1mg/L	
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L	
ジクロロメタン		0.2mg/L	
四塩化炭素		0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L	
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L	
チウラム		0.06mg/L	
シマジン		0.03mg/L	
チオベンカルブ		0.2mg/L	
ベンゼン		0.1mg/L	
セレン及びその化合物		0.1mgSe/L	
コエミ 実現 パワーの ル 人 hbm	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mgB/L	
ほう素及びその化合物	海域に排出されるもの	230mgB/L	
> #7787 01. A #4	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mgF/L	
ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの	15mgF/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜		
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100mg/L	
1, 4-ジオキサン	,	0.5mg/L	
/+t: -tz.		•	

備考

「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3.2.9-19(2) 一般排水基準 (その他の項目)

項目		許容限度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm3
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考

「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

表 3.2.9-20(1) 愛媛県が条例で定める排水基準(健康項目に係る排水基準)

X 5. 2. 6 26 (1)	が、全十、佐体なりにはもがが全十/
項目	排水基準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、	1リットルにつき1ミリグラム
メチルジメトン及びEPNに限る。)	
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リ
ふっ素及びその化合物	ットルにつきふっ素8ミリグラム
	海域に排出されるもの1リットルにつきふっ
	素 15 ミリグラム

備考

1 「検出されないこと」とは、第22条第2項に定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3.2.9-20(2) 愛媛県が条例で定める排水基準 (環境項目に係る排水基準)

項目	衣 3. 2. 3 ZU (Z)	例でためる排水を牛(境境項目に除る排水を牛)
水素イオン濃度 (水素指数) 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下 生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 160 (日間平均 120) 化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 200 (日間平均 150) アンルマルへキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム) 5 (単位 1 リットルにつきミリグラム) アェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 3 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 研含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 3 産解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 2 溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 10 溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 2 アケル含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個) 日間平均 3,000	項目	排水基準
生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム) 化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム) (単位1リットルにつきミリグラム) (単位1リットルにつきミリグラム) (単位1リットルにつきミリグラム) (ルマルへキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位1リットルにつきミリグラム) (単位1リットルにつきミリグラム) (単位1リットルにつきミリグラム) フェノール類含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 銅含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 郵給含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) を解性鉄合有量 (単位1リットルにつきミリグラム) を解性大き合量 (単位1リットルにつきミリグラム) を解性大き合量 (単位1リットルにつきミリグラム) を解性大き合量 (単位1リットルにつきミリグラム) を解性大き合量 (単位1リットルにつきミリグラム) を解性でンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) を解性でンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) た勝菌群数 (単位1リットルにつきミリグラム)	ルまノナン連 序 (ルま比粉)	海域以外の公共用水域に排出させるもの 5.8 以上 8.6 以下
(単位 1 リットルにつきミリグラム) 化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 浮遊物質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) ア遊物質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) ハマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム) フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 郵給含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) アンタール含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) な解性ない方とのできまりがラム) カロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) カロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 大勝菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	水素イオン濃度(水素指数)	海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
 化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) (時値 1 リットルにつきミリグラム) (時値 1 リットルにつきミリグラム) (日間平均 150) ノルマルへキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム) ノルマルへキサン抽出物質含有量	生物化学的酸素要求量	160
(単位 1 リットルにつきミリグラム) (日間平均 120) 浮遊物質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) (日間平均 150) ノルマルへキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム) フルマルへキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム) フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 鋼含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 細含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 溶解性で 1 リットルにつきミリグラム) 次解性で 1 リットルにつきミリグラム) 大勝菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個) (単位 1 リットルにつきミリグラム) 大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(日間平均 120)
子遊物質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) (日間平均 150) (日間平均 150) (日間平均 150) (月間平均 150) (月間平均 150) (月間平均 150) (月 150	化学的酸素要求量	160
(単位 1 リットルにつきミリグラム) (日間平均 150) ノルマルへキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム) 5 ノルマルへキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム) 30 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 5 鋼含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 3 亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 2 溶解性軟含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 10 溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 2 クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 2 エッケル含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 5 大腸歯群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個) 日間平均 3,000	(単位1リットルにつきミリグラム)	(日間平均 120)
ノルマルへキサン抽出物質含有量 5 (単位1リットルにつきミリグラム) 1 ノルマルへキサン抽出物質含有量 30 (動植物油脂類含有量) 30 (単位1リットルにつきミリグラム) 5 切ったの含えりグラム) 3 一年位1リットルにつきミリグラム) 2 一年の含有量 10 一年のよう有量 10 一年のよう有量 2 「単位1リットルにつきミリグラム) 2 本学がい含有量 2 「単位1リットルにつきミリグラム) 2 エッケル含有量 5 「単位1リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 日間平均3,000 「単位1立方センチメートルにつき個) 日間平均3,000	浮遊物質量	200
(鉱油類含有量) (単位1リットルにつきミリグラム) ノルマルへキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位1リットルにつきミリグラム) 切含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 翻含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 亜鉛含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 溶解性鉄含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) ニッケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) ニッケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(日間平均 150)
(単位1リットルにつきミリグラム) フルマルへキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位1リットルにつきミリグラム) フェノール類含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 動含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 亜鉛含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 溶解性鉄含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) フロケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 大腸菌群数 (単位1 コカセンチメートルにつき個)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
ノルマルへキサン抽出物質含有量 30 (動植物油脂類含有量) 30 (単位1リットルにつきミリグラム) 5 銅含有量 3 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 歴報合有量 10 (単位1リットルにつきミリグラム) 10 溶解性マンガン含有量 10 グロム含有量 2 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 ニッケル含有量 2 (単位1リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 日間平均3,000	(鉱油類含有量)	5
(動植物油脂類含有量) (単位1リットルにつきミリグラム) フェノール類含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 翻含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 亜鉛含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 溶解性鉄含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) ニツケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 大腸菌群数 (単位1コカナンチメートルにつき個)	(単位1リットルにつきミリグラム)	
(単位1リットルにつきミリグラム) 5 銅含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 3 亜鉛含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 溶解性鉄含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 10 溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 ニツケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個) 日間平均3,000		
フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) ニツケル含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) ニツケル含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)		30
(単位1リットルにつきミリグラム) 3 鋼含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 溶解性鉄含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 10 溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 10 クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 ニツケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個) 日間平均3,000		
(単位1リットルにつきミリグラム) 翻含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 亜鉛含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 溶解性鉄含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) ニツケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 大腸菌群数 (単位1ウェールにつきミリグラム) 大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)		5
(単位1リットルにつきミリグラム) 3 亜鉛含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 溶解性鉄含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 10 溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 ニツケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個) 日間平均 3,000		
(単位 1 リットルにつきミリグラム) 2		3
(単位1リットルにつきミリグラム) 10 溶解性鉄含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 10 溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 ニツケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個) 日間平均3,000		
溶解性鉄含有量		2
(単位1リットルにつきミリグラム) 10 溶解性マンガン含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 10 クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 ニツケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個) 日間平均3,000		
溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 10 クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 2 ニツケル含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個) 日間平均 3,000		10
(単位1リットルにつきミリグラム) 10 クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 2 ニツケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個) 日間平均3,000		
クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) ニツケル含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム) 大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)		10
(単位1リットルにつきミリグラム) 2 ニツケル含有量 (単位1リットルにつきミリグラム) 5 大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個) 日間平均3,000		
		2
(単位 1 リットルにつきミリグラム) 大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個) 5		
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個) 日間平均 3,000		5
(単位 1 立方センチメートルにつき個) 日間平均 3,000		
	7 333 — 11 37	日間平均 3,000

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限つて適用する。

表 3.2.9-21 ダイオキシン類 (水質) に係る排出基準

項目	基準値
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

備考:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

9.6. 土壌

(1) 環境基準

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3. 2. 9-22 に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3. 2. 9-23 に示すとおりである。

表 3.2.9-22 土壌汚染に係る環境基準

	2.9-22 工壌方梁に係る坂境基準
項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、
× 1 < 7 = 1	米1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
7世 (71) 丰	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)
砒(ひ)素	においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
РСВ	検液中に検出されないこと。
AD	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であ
銅	ること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル	
又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
Tree La	

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.01mg、0.08mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0
- 3 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

表 3.2.9-23 ダイオキシン類(土壌)に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 3 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定 方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg- TEQ/g以上の場合)には、必要な 調査を実施することとする。

(2) 規制基準

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の土砂基準及び水質基準は表 3.2.9-24 に示すとおりである。

表 3. 2. 9-24(1) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例の土砂基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下
	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ、土砂等の埋立て
	等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限
似糸	る。) である場合においては、土砂等 1 キログラム
	につき 15mg 末満
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が
銅	農用地(田に限る。)である場合において、土砂等1
	キログラムにつき 125mg 末満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月環境庁告 示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、 同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3. 2. 9-24(2) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例の水質基準

項目	基準値
カドミウム	1L につき 0.003mg 以下
全シアン	検出されないこと。
有機燐	検出されないこと。
蚤	1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	1L につき 0.05mg 以下
砒素	1L につき 0.01mg 以下
総水銀	1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目
銅	的が農用地(田に限る。) である場合において、1L
	につき 1mg 以下
ジクロロメタン	1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモ	1L につき 0.002mg 以下
ノマー)	- 0 7 .
1,2-ジクロロエタン	1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	1L につき 0.1mg 以下
1, 2-ジクロロエチレン	1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	1L につき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	1L につき 0.002mg 以下
チウラム	1L につき 0.006mg 以下
シマジン	1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	1L につき 0.01mg 以下
セレン	1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	1L につき 0.8mg 以下
ほう素	1L につき 1mg 以下
1, 4-ジオキサン	1L につき 0.05mg 以下

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 2 この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。